

児童虐待とは…



本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスを行うこと など
ネグレクト	食事を与えない、ひどく不潔にする、家に閉じ込める、保護者以外の同居人による虐待を放置する など
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる など

相談窓口はこちらです



子育てに悩んでいませんか? 近所に心配なお子さんはいませんか?

迷わず、下記までご相談ください。連絡は家族と子どもを救う第一歩です。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

福岡市子ども総合相談センター(えがお館)

TEL 092-833-3000

※24時間受付(年末年始を除く)

NPO法人ふくおか・子どもの虐待防止センター(F-CAP-C)

TEL 092-832-5550

※10:00~14:00 毎週火・水・土曜日(祝日・年末年始を除く)

子どもの人権 110 番(福岡法務局人権擁護部)

TEL 0120-007-110

※8:30~17:15 毎週月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

子どもの人権 110 番(福岡県弁護士会)

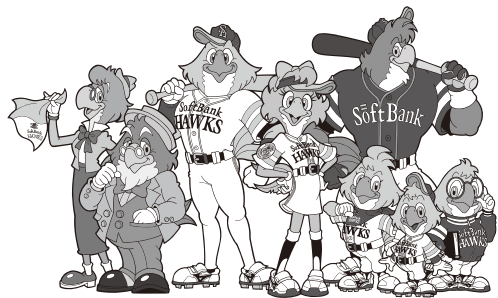
TEL 092-752-1331

※12:30~15:30 毎週土曜日(お盆・年末年始を除く)

各区子育て支援課子ども相談係 ※9:00~17:00 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

区	電話番号	FAX番号	区	電話番号	FAX番号
東区	092-645-1082	092-631-1511	城南区	092-833-4108	092-822-2133
博多区	092-419-1086	092-441-1455	早良区	092-833-4398	092-831-5723
中央区	092-718-1106	092-771-4955	西区	092-895-7098	092-881-5874
南区	092-559-5195	092-559-5149	緊急の場合には、最寄りの警察署または 110 番を!		

~つながろう 子どもの笑顔のために~ 福岡ソフトバンクホークスも応援します!



子どもは、私たち社会のかけがえのない宝です。子どもの虐待という悲しい事件が後を絶たない今、子ども達の笑顔のために、私たち大人が手を取り合い、行動していくことが大切です。「つながろう 子どもの笑顔のために」、皆と一緒に、取り組んでいきましょう。

福岡を子どもの笑顔いっぱいの街にしましょう。僕も、子どもを持つ親として、そして1人の大人として、この活動と一緒に応援していきます!

松田 宣浩

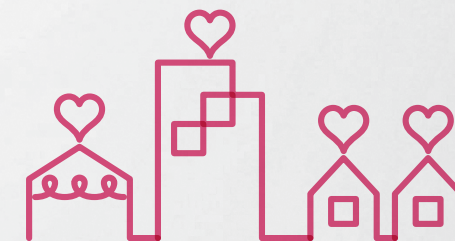


平成 27 年 8 月 4 日

子ども虐待防止 市民フォーラム 報告書

つながろう 子どもの笑顔のために

子どもの虐待防止のためには、
市民・地域・関係団体・行政が何ができるか考え、
一丸となって行動していくことが大切です。

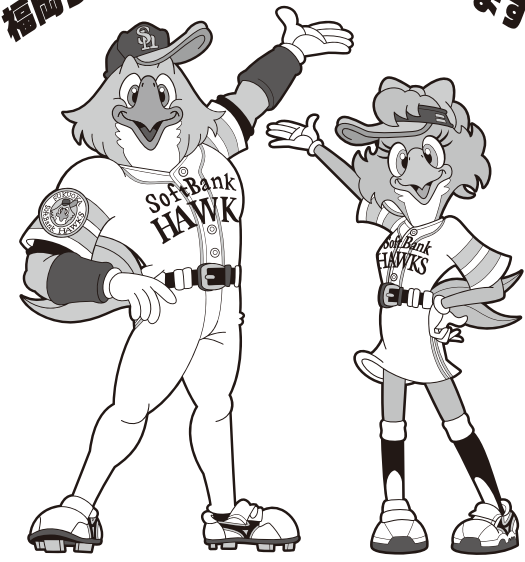


企画・発行/福岡市子ども虐待防止活動推進委員会
事務局/福岡市子ども未来局子ども家庭課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 TEL 092-711-4238 FAX 092-733-5534

平成28年2月発行

～つながろう～
子どもの笑顔のために
福岡ソフトバンクホークスも応援します!



目次

虐待死ゼロのまちをめざして	1
子ども虐待防止市民フォーラム概要	2
基調講演	3
パネルディスカッション	23
参加者アンケート	31

虐待死ゼロのまちをめざして

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会は、市民、地域、関係団体、行政が一丸となって、児童虐待防止に向けた取組を推進するため、平成22年5月に、子どもに関わる団体と福岡市が協働で発足しました。「虐待死ゼロのまちをめざして～つながろう 子どもの笑顔のために～」を合言葉に、関係機関の連携強化とともに、市民フォーラムや専門者向け研修、相談窓口の広報などに取り組んでいます。

このフォーラムは、虐待防止のためにそれぞれの団体や個人で何ができるのか、その活動のヒントになればと思い、毎年開催しているもので、今回は6回目となりました。フォーラムの内容については、ワーキングメンバーで企画し、当日は、子どもに関わる様々な機関や団体の方、地域の方など、約500人に参加いただきました。子どもや家族の置かれた厳しい現状と、実際の地域での取組などを聞き、一人ひとりが、子どものためにできることを考え、そして行動していくことの大切さを実感し、多くの方が同じ気持ちでいらっしやることを心強く感じました。

このような思いと様々な団体、個人の行動が福岡市全体につながっていくことを願って、フォーラムの内容をまとめた本冊子を発行しました。関係者の方の研修会などでご活用いただけることを願っております。

今後も、福岡市子ども虐待防止活動推進委員会は、「虐待死ゼロのまちをめざして」取り組んでまいります。

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

参加団体（28団体）

- 一般社団法人福岡市医師会 ●福岡県弁護士会 ●一般社団法人福岡市歯科医師会
- 一般社団法人福岡県助産師会 ●一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟
- 一般社団法人福岡市保育協会 ●社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
- 社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 ●社会福祉法人福岡県母子福祉協会
- 福岡大学病院 ●特定非営利活動法人ふくおか・こどもの虐待防止センター
- 福岡市民生委員児童委員協議会 ●福岡市乳児院児童養護施設協議会
- 福岡市保護司会連絡協議会 ●福岡県警察本部 ●福岡法務局
- 福岡人権擁護委員協議会 ●特定非営利活動法人にじいるCAP
- 特定非営利活動法人チャイルドラインもしもしキモチ
- 特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡 ●ファミリーシップふくおか
- 特定非営利活動法人青少年の自立を支える福岡の会
- 特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN ●福岡市里親会(つくしんぼ会)
- 特定非営利活動法人そだちの樹 ●特定非営利活動法人男女・子育て環境改善研究所
- 特定非営利活動法人ワーカーズコープ ●福岡市



「遊び場」「逃げ場」「生活の場」をつくろう

～地域で子どもを支えよう～

- 主催** 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会
- 日時** 平成27年8月4日（火）13：00～16：00
- 会場** エルガーラホール
- 参加者** 約 500名
- 内容**
 - 主催者挨拶
福岡市長（副市長 荒瀬 泰子 代読）
 - 基調講演
講師
荘保 共子 氏（「特定非営利活動法人 こどもの里」理事長）
 - パネルディスカッション
パネリスト
馬男木 幸子 氏（福岡市社会福祉協議会 地域福祉ソーシャルワーカー）
古賀 理絵 氏（福岡市立城香中学校 校長）
大和 五幸 氏（福岡市東区子育て支援課 課長）
コーディネーター
藤林 武史 氏（福岡市こども未来局理事）
 - 呼びかけ（アピール文の朗読）
三宅 玲子 氏（特定非営利活動法人チャイルドラインもしもしキモチ）
 - 司会
濱田 維子 氏（一般社団法人 福岡県助産師会）



「遊び場」「逃げ場」「生活の場」をつくらう

～地域で子どもを支えよう～

荘保 共子氏 (「特定非営利活動法人 こどもの里」理事長)



講師プロフィール

兵庫県宝塚市で育つ。聖心女子大学卒業後、教会の青年活動の中で釜ヶ崎の子どもたちと出会う。1977年、西成消防署の横に学童保育「こどもの広場」を開設、1980年、西成警察南横に移設し「こどもの里」と改称。子どもの遊び場と生活の場を軸に、大阪市留守家庭児童対策事業、大阪市地域子育て支援拠点事業、小規模住居型児童養育事業「こどもの里ファミリーホーム」、生活・子育て相談・緊急一時保護事業、虐待防止・貧困対策等の自主事業に取り組む。1986年度より毎年1月～3月の毎土曜日、野宿者を訪問する「こども夜まわり」を開催。釜ヶ崎の子どもの人権擁護に6名の専従スタッフとボランティアと共に取り組み現在に至る。西成区要保護児童対策地域協議会員。里親。わが町にしなり子育てネット代表。2015年度より「特定非営利活動法人 こどもの里」理事長。子どもの権利条約関西ネットワーク副代表。

こどもの里の紹介と大阪市西成区での位置づけ

こどもの里は、つどいの広場という地域子育て支援拠点事業と留守家庭児童対策事業、それから小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を一緒にやっています。また、自主事業として、緊急一時保護、宿泊事業、エンパワメント事業、虐待防止事業、子育て子育て支援事業、お母さんたちを訪問する事

業、アフターケア事業—高校を出た子どもたちの就労の手伝いなどを行っています。それから、障がい児・者の居場所事業もしています。小学校1年生からこどもの里に来はじめて、今、33歳ですが作業所に通いながら利用している人もいます。

こどもの里は、子どもたちの遊び場と学びの場と生活の場です。誰でも利用できます。お父さん、お母さんも利用できます。学習の場です。生活相談、何でも受け付けます。教育相談、何でも聴きます。いつでも

宿泊できます。緊急に子どもがひとりぼっちになったら、親の暴力に遭ったら、家が嫌になったら、親子で泊まる場所がなかったら、土日祝日もあいています、利用料はありません。ということで活動しています。初めからこんなことを考えていたわけではなく、出会った子どもたちのニーズに応じているうちに、こんなふうになりました。

こどもの里の一番の中心は「遊び場」です。子どもにとって、遊びは育ちの根本です。遊び場をまず充実すること、毎日子どもが来ることによって信頼関係が生まれていきます。信頼

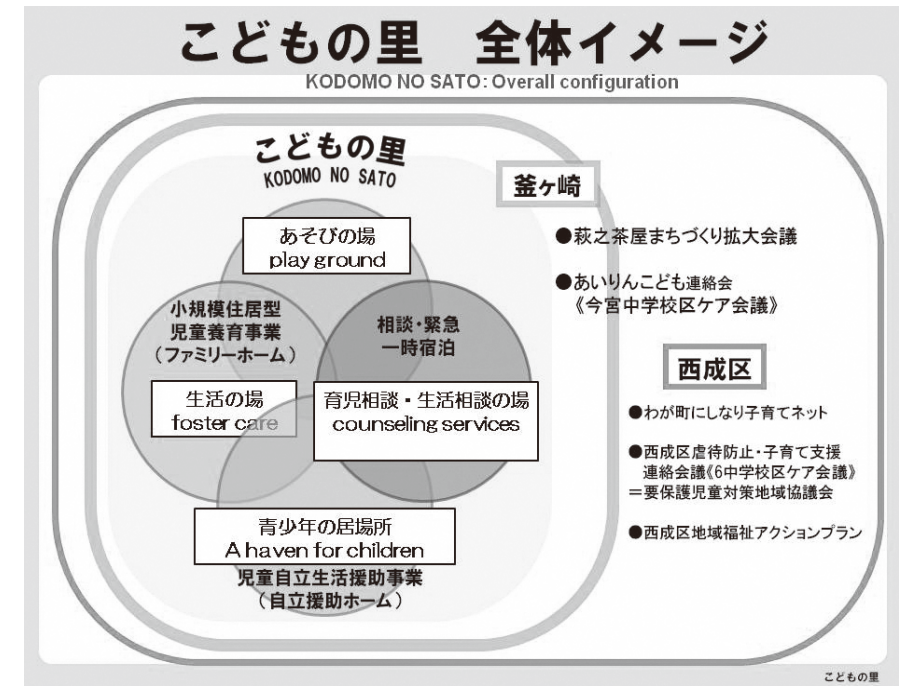
関係が生まれてくると、いろいろな相談が出てきます。相談をするというよりは、行動の中に出てきます。

例えば、今日は1日荒れていたりとか、友達にすぐ手を出したりというときは、多分、家で何かがあったのです。ちょっと呼んで話をすると、「実は、昨日、お母ちゃんが家出した」とか、そんな話をしてくれます。そうすると、「じゃあ、お母さんいなかったら、ちょっとここで泊まる？」というふうにして生活の相談になったりしていきます。その相談を受けた子どもが、こどもの里での一時保護のうちにはいいのですが、いよいよお母さんが入院されて

しまった場合、普通は児童相談所に行くのですが、私たちは児童相談所に行かせないで、私が里親ですので、こどもの里で里子として受けます。

子どもたちは、いろいろな緊急の事情があるとき、児童相談所に行きます。大阪市では児童相談所はこども相談センターといいますが、こども相談センターで保護されるということは、子どもの生きている場から離れて、違う知らないところに連れていかれ、しかもその間は学校に行けない、学校を休まなければいけないということです。子どもは、確かに安全かもしれませんが、いつも不安の中にいます。「いつお母さんが迎えにくるんだろう」「本当に来てくれるんだろうか」と不安の中にいます。例えば、お母さんが入院してしまったとなると、それから子どもはまたどこかの施設に追いやられていくわけです。また知らないところに行って、そして新しい学校に入っていく。不安でいっぱいです。それは、やっぱり子どもの最善の利益からするとおかしいと子どもたちが教えてくれました。私が願っているのは、保護が必要ならその子が住んでいる地域の中で、しかも、自分たちの遊び場の中で、緊急一時保護もして、その遊び場の一部を使って生活もする、つまり、子どもは1日も学校を休むことなく、同じ学校に通えるということです。この形が、子どもにとっての「最善の利益」になります。

大阪の釜ヶ崎は日本で一番日雇い労働者がたく



さんいる町です。そこはいろいろな課題があります。しかし、この釜ヶ崎には、「萩之茶屋まちづくり拡大会議」というまちづくりを考える会議があります。また、あいりんの子どものためにこそ子どもの権利を伝え守りたいと生まれた「あいりん子ども連絡会」というのが1995年からあります。

釜ヶ崎がある西成区で、2000年に一人も虐待死を出さないという決意のもと「いつでもどこでもみんな子育て」を合言葉に、官民協働の77団体が加盟する「わが町にしなり子育てネット」というネットワークをつくりました。子どもの顔が見える「あいりん子ども連絡会」の在り方を核にして、西成区にある全中学校区で西成区虐待防止・子育て支援のケア会議をやっています。これが要保護児童対策地域協議会になります。

それから、精神障がいや高齢者の問題など、それぞれの部門でアクションプランというものがあります。

この西成区全体の動きの中に小さく、西成警察署の隣にあるのがこどもの里です。

今年、私たちは、こどもの里にもう一つ、青少年の居場所として、児童自立生活援助事業—中学校を出て高校に行かなかった子ども、あるいは高校に行きたけれどもやめてしまっ、そして施設を出なければならぬ子どもたちのため、あるいは高校に行かないでぶらぶらしている子どもを含め、あるいは少年院

から出てきても引き取り手のない子どもたち、その受け皿として自立援助ホームをやりたいと思っています。

■ こどもの里の成り立ち

私が釜ヶ崎に来たのは、大学卒業後です。釜ヶ崎は貧困の町でしたので、1970年代に既に子どもたちに勉強を教えるというボランティアがあって、それに参加したのが、私が初めて釜ヶ崎に足を入れたきっかけでした。

そのとき私は釜ヶ崎も知らなくて、地下鉄の花園町というところで降りて、西成市民館というところで勉強を教えるということで行ったのですが、行ってみて、その町の雰囲気にもずびっくりしました。本当にたくさんの男の人たちがいて、町中のいろいろなところで円陣を組んで酒盛りをしている。子どもたちはといえば、それはもう荒々しい言葉使いで、けんかもすごかったです。けれども、何ともきれいな目をしていました。その目にカルチャーショックを受けました。私は羽仁もと子さんが始められた東京の自由学園の幼児生活団という特別な幼児教育をするところの指導員をしていたのですが、その子どもたちと、釜ヶ崎で出会った子どもたちの目の輝きの違いにカルチャーショックを受けて、私はそのままそこをやめて、西成市民館と一緒にあったわかさ保育園に勤めました。その後試行錯誤しながら、釜ヶ崎の子どもたちにこそ遊ぶ場を保障したいと思うようになり、「こどもの広場」を始めました。それを始めたのが1977年です。

「子どもだけで遊べるところがあるよ」と一人一人に声をかけて子どもたちを集めたのですが、本当にすぐ集まってきました。一人に声をかけて誘ったら4～5人の子どもを連れて遊びに来ました。つまりきょうだいが多いのです。今でも8人きょうだいというのが3組もいますが、一番上が高校生で、一番下はまだ1歳です。だから、今、こどもの里が0歳から18歳までというのは、実はそこから始まっています。私がそうしたのではなくて、そんな子どもたちが来たのです。だからそのまま、この遊び場で、そして0歳から18歳までという形ができたのです。

遊び場の保障をと始めた「こどもの広場」でしたが、幼い妹や弟を連れてくる子どもたちの激しい

までの遊びを通して見え隠れするのは、子どもたちの背後にある生活のしんどさ。それは子ども自身の抱えるしんどさと共に「家族」の抱えるしんどさ、釜ヶ崎で働き、生活する「保護者」の抱える問題の大きさの表れでもありました。

釜ヶ崎というのは日雇い労働者の町ですから、就労の形が毎日、毎日、朝、契約して、夜、解雇される生活をしています。だから、「あんこを殺すには雨の三日も降ればいい」という言葉があるように、三日雨が降って仕事がなかったら、本当にお金がありません。子どもたちは日払いアパートというところにほとんどいましたから、お金がなくなると、外に出ていきます。つまり、家族で野宿します。野宿をして、お父さんは朝起きて仕事に行き、運よく仕事にありついたらお金が入るわけですから、またそのドヤに行き1泊のお金を払ってアパートに住むということです。

そんな非正規雇用、日雇い労働という形態のもとにあるために、子どもたちの生活が不安定で、貧困であるということです。貧困は決して子どもたちのせいでも親のせいでもありません。労働形態のあり方がそうなっているのです。労働社会の仕組みです。

釜ヶ崎の子どもたちと本気で付き合っていくと「養育以前」の問題、「子どもが生きていくこと」それ自体の手助けを必要としていることに気付かされました。それは、基本的な生活習慣、例えば手や食器を洗うこと、片付けることや小遣いの使い方から始まり、子どもの生活権を保障するための子どもや家族の住居獲得の資金援助にまで至りました。また借金や家族内の暴力などから逃げてきた行き場のない家族や子どもの緊急避難の場ともなっていました。

建築関係や荷役の関係の力仕事を主とする日雇いの仕事ですから父子家庭も多かったのです。お父さんが、10日や1ヶ月の飯場の仕事に行くということがよくありました。そのときに、子どもたちはいつもこども相談センター（児童相談所）に預けられました。ずっと毎日遊びに来るのに、びたっと1週間、2週間来なくなるというのは、そういうことでした。私も児童相談所に行っているとは知らなかったですし、子どもたちもそんなことは言いませんが、あるとき、

その父子家庭のお父さんが来て、「1週間の仕事に行きたいから、済まんけど預かってくれんか」と言われたのです。1週間だけ施設にやるのはかわいそうなので、1週間だけ見てほしいと言われて、そういうことなのかと。それで、こどもの里の宿泊が始まりました。

それも、こどもの里に泊まるわけですから、学校の近くです。当然、学校に行きます。私は学校に行かせようと思ってやったのではなくて、一時預かりの結果として、地域の遊び場で一時宿泊できることが、子どもにとっては「最善の利益」になるんだなということを知ってもらったのです。だから、いろいろな生活相談を受けながら、それに応えているうちに、緊急一時宿泊をする形になってきました。

子どもたちのお母さんの方からもSOSが出ました。子どもが8人わんさかとなってくると、もう爆発する以外ありません。お母さんが「もう今日これ以上いると、私は絶対子どもに手を上げるから、ちょっとしばらく子どもを預かってよ」とか「今日、ご飯食べさせてよ」とか「ちょっと私は休みたい」というふうになってきました。

あるときは、DVを受けたお母さんが子どもを5、6人連れて逃げてきます。もう耳がちぎれて血だらけになっているのですが、当時、警察は相手にしませんでした。DVは2001年からしか警察の取り締まりの対象にならなかったから、それ以前は、警察に行っても相手にしてくれません。耳がちぎれていても、どんなにけがしていても、家庭内のことだからということで相手にしてくれませんでした。だから、おさまるまで里にいます。その中で、私は一生懸命「もう別れよう」と話をします。しかし、ご存じのように、DVというのはサイクルで必ずハネムーン期が来ますから、1週間ぐらいいると、お母ちゃんがごそそ家に帰ります。そのうちにまたみんな帰る。そのことを本当に何回も繰り返し、同じ家庭がやってきました。でも、子どもたちは休まないでずっと同じ学校に通うことが出来ました。地域で一時保護のできる場があるという事が、子どもの権利擁護であり、「子どもの最善の利益」になるのです。

こどもの里で出会った子ども達の現実

■ こどもの里の利用者

こどもの里の遊び場を利用している子どもたちは、登録している子どもだけで年間延べ1万3,839人です。そのうちの障がい児・者が2,408人です。0歳から18歳、あるいは20歳までの子どもたちが来ています。登録しない子どもも来ますが、登録している子ども100人のうち、大体幼児が3分の1、小学生が3分の1、そして中高生が3分の1という内訳です。そのうち、留守家庭が約半分、生活保護世帯が30%ぐらい、ひとり親家庭の子どもは約半分です。2人は、親もいなくて一人で住んでいる子どもです。障がい児・者が17人、そして、外国籍の子どもが12人います。

この子どもたちの内、毎日やってくる子どもは始めた当初で50人ほど、現在は平日は30人、週末で40人ほどです。汗だくで遊ぶ子どもたちへ、心身ともに健康でいることが出来るための生活習慣獲得への手助けをするということが、まず最初に行わなければならないことでした。その生活習慣から、いろいろな相談ができました。

例えば、戸籍のない不就学児の就学保障、不登校・家出・「非行」等子育て相談、DV／虐待相談、外国人親子のビザや離婚調停や国籍獲得の支援、「障がい」児や幼児の送迎支援、生活権の保障そして、生活費・食費・家賃等の貧困相談などです。

事例をお話したいと思います。子どもには全く責任のない中、生まれながらに背負わされている困難と向き合っていたケースです。子どもの持つ「ちから」をも、子どもたちから教えてもらいました。

■ 戸籍もない不就学児

～親を慕うカ・レジリアンシー～

釜ヶ崎に来た当時、就学保障がとても大変でした。まだ教育委員会も、学校に行かなくてもいいという時代でしたから、200人ぐらいの子どもたちが不就学児、つまり学校に行かないでいいという状況の中にいました。しかし、1980年代になってから、教育委員会も子どもたちがちゃんと学校に行けるように、つまり子どもに学習する権利があるということで、住民票がなくても、戸籍がなくても、学校で受け

とまた家出します。ときには、私が仕事から帰ると家出の中心だった女の子が私のアパートの玄関先でうずくまっていて、家に泊めたこともありましたが、もちろん翌日家に連れ帰りました。

ところが、その彼女が小学校を卒業したときから、ぴたっと来なくなったのです。いなくなってしまったのです。実は中学校3年間彼女は施設に行っていました。そして、高校に行かないものですから、施設を出なくては行けなくて、帰ってきましたが、もう家族がいなくなっていて家もなかったのです。こどもの里に緊急一時保護で泊まることになりました。

そのとき同時に、なかなか中学校に行けないで不登校を繰り返していた同年の女の子もいて、二人で里で生活をしながら仕事を探していました。ある晩二人が帰ってきて、すごい勢いで泣き出したのです。お酒も入っていたかもしれませんが、あまりの泣き出しの激しさに私はおろおろして、ただそばで聞くというか、いるだけでした。

二人が泣きながらいろいろな話をしてくれました。家出を繰り返していた方の女の子の話によると、彼女はお父さんから性虐待を受けていたのです。家に帰るとお父さんが体を触ってくる。それを見たお母さんが、おまえが誘っているんだということで、出ていけと言われる。彼女は家出をする。友達には、彼女が家でそんなことをされているというのを、おそらく知っています。彼女が家出をすると、友達が放っておかず、彼女のために一緒に家出をします。

不良少女みたいな形で、彼女が何人かを引っ張って家出をしているというふうに一般的には見えるのですが、そうではなかった。私はそういう行動を“括弧付き「非行」”と言うのですが、彼女を守るために友達が一緒になって家出をしてあげていたというのが事実でした。彼女の家出は、SOSだったのです。彼女は生き延びるために家出をしていたのです。そのことに全く私は気づきませんでした。性虐待があるということさえ私はわからなかったのです。父親からということもわからなかった。彼女はSOSに気付かない私に見切りをつけ、自分から児童相談所に行

き、助けを求め、施設に入ったのです。子どもは問題を解決する「ちから」をもっていることを教わりました。

もう一人の女の子、中学校になかなか行けず不登校だった女の子は、学校で「おまえの母ちゃんパンパン(売春の立ちんぼ)や」とよくいじめられていて、学校にあまり行けなかったと。でも、彼女が言いたかったのはそのことではなかったのです。泣きじやくりながら、合間に、吐き出すように話をしてくれました。自分が小学5年生のときに、顔見知りのおじさんが自分の体の上に乗ってきたと。隣の部屋にお母さんがいたから、「助けて」と言ったけれども、お母さんは助けてくれなかった。「大人は大嫌い、誰も助けてくれない。」「私の体に流れているこの血を替えて」と泣きました。そして、最後に、彼女は本当に吐き出すように「それでも私のお母ちゃんや。私、お母ちゃん大好きやねん」と言って、また泣いたのです。

親を憎みながら、でも親を許し、親を慕う、この子どもたちの心の在りように、私は今も心が震えます。

この二人は、自分の身に起きたことを人に話すことによって自己を治癒していました。子どもが持つ自己治癒力です。その力は、大人がちゃんと子どもの話を十四の心で「聴く」姿勢によって担保されること、その大切さを教わりました。また、問題行動を起こす子は、「問題児」「非行児」ではなく、「問題を抱えて困っている子」であることも教わりました。

生活相談の場 《第2次防止》

心身ともに健康であることができるための
生活習慣獲得への手助け・生活相談内容

- (1) 就学保障 … 不就学児の就学手続き援助、専門学校や短大進学のための資金援助
- (2) 不登校、家出、「非行」、子育て相談
- (3) DV、虐待相談 … 一時保護
- (4) 外国人親子 … 定住ビザ獲得の援助、離婚調停や国籍獲得の支援
- (5) 「障がい」児及び幼児の送迎援助
- (6) 生活権の保障(夜まわりで出会った高齢者、子ども、家族)
- (7) 貧困相談:生活費の援助 … 生活費援助の場の提供(内職、バザー手伝い)

- 次のステップに進むための生活相談ができる場であると同時に緊急避難ができる場でもある
- 何かあった時にも安心して利用でき、その解決のために協力しあう
- 切迫した状況には、速やかに対応する

■ 外国人親子の支援

外国人の親子の相談もありました。以前に一人のフィリピン人のお母さんの相談事に関わったことがあるのですが、「あそこに行くとは何とかなるよ」という情報がフィリピン仲間に広がるようです。大体、DVで逃げ出してくるのですが、日本人の内縁の夫に保険証とパスポートは握られており、着のみ着のまま逃げ出してこられます。

あるお母さんが、別の県から子どもを連れてきました。2歳の女の子を連れて、お母さんのお腹はぱんぱんで、産まれる1ヶ月前でした。もうびっくりして、里で保護し、泊まってもらったのですが、一言も子どもがしゃべらないのです。話を聞くと、2年間、お母さんが夜の仕事をしている間、ずっと子どもは一人でいました。子どもはお母さん以外、誰とも接していなかったのです。2番目の子どもがお腹にできてから、日本人の内縁の夫がだんだん来なくなって、お母さんはますます働かなくてはならなくなったのです。しかし出産まで1ヶ月くらいになって、仕事を首になり、貯めたお金も使い果たし家賃も払えなくなって夜逃げしてきたということで来られました。

皆さん、ご存じでしょうか。外国人を母とする子どもが日本国籍を取るためには、お腹の中にいる間に日本人の男性が認知をしないと国籍が取れません。そんなことを私たちも知らなかったですし、もちろんフィリピン人のお母さんも知らないですから、上のお姉ちゃんは日本国籍ではありません。フィリピン国籍です。でも、お母さんは日本国籍があると思っていたのです。下の子が産まれるときに、もし日本国籍が欲しかったら、どうしても認知してもらわないとだめだよということになって、それで、弁護士を頼んで認知手続きを急いでやってもらいました。産まれる3日前にようやく認知され、下の子は日本国籍を持って産まれてきました。

上のお姉ちゃんは、全く話せませんでした。私が最初に勤めた釜ヶ崎の中にある「わかさ保育園」にこんな子がいるから行かせてねと言ったら、手続なしですぐ受けてくれます。1ヶ月間通うと、言葉が出るようになり、3ヶ月行ったら、もう普通にしゃべるようになりました。

この後、このお母さんは、姉妹が別々の国籍を持

つのはかわいそうと、お姉ちゃんにも日本の国籍が欲しいという国籍裁判を起こしました。その国籍裁判は10年かかりました。最高裁までいきましたが、日本はお姉ちゃんには国籍を与えませんでした。それが今から4年前、2歳だったお姉ちゃんが高校3年生になったそのときに、DNA鑑定で父親が日本人の男性というのがわかれば国籍が取れるということがわかって、高校3年生を過ぎてから、彼女は日本国籍を取ることができました。

定住ビザ、在留特別許可というのをご存じですか。日本人の子どもを育てている外国人のお母さんは在留特別許可が認められます。それは、お母さんが国籍裁判を起こすことによって、そのとき一緒に闘ったタイやフィリピンの方、このお母さんたちの闘いがあって、ようやく認められたのです。このお母さんが在留特別許可の第1号です。そういうふうには、私は支援をしながら、いろいろな勉強をさせてもらい、子どもたちも国籍を取ることができました。

■ 「障がい」児の支援

障がいを抱えている子ども、特に多動の子どもは行き場がありませんでした。学童保育も受け入れてくれないということで、他区に住まいはありながら、西成区のこどもの里になぜか流れ着いてこられました。その子はもう小学6年生で、本当に多動で、自閉症の子だったのですが、できることは新聞紙をちぎることと、そして音楽が好きなので、ピアノを弾いて、聞くこと。ただ、一つ困ったことは、小さい子を見つけたら、その小さい子の目を突きに行くのです。初めはそれがわからず、大人の目がなくなった一瞬、さっと走っていき…、それは見事でした。それで、里を利用している別のお母さんから、やっぱり出ました。「この人がいたら、私は子どもを預けられない」と。そのお母さんは子どもが健常児で保育園にも行っていました。だから他に行き場がありました。でも、その子は本当に里以外行き場がなかったのです。もちろん特別支援学校に行っていますけれども、行って帰ってきたら、お母さんはずっと家の中に子どもを閉じ込めておられました。ちょっと外に出たら、隣の車に傷をつけるとか、ガラスを割りに行くからです。妹もそうでした。そして、本当にお母さんは疲れておられました。それで、私たちは特別支援

学校の送迎のバス停までその子を迎えに行き、お母さんが家に連れて帰るといった方法を取りました。このことがきっかけで、障がい児や保育園児や小学低学年の子どもの送迎が始まりました。

あるとき、そのお母さんと一緒に親子遠足に行きました。そのとき、バスの中で夕方になったときに、お母さんが「夕日ってこうやって落ちるんでしたね」と言われたのです。このお母さんの言葉にこの家族のいっぱいいっぱいのしんどさを知らされました。そんなお母さん、この子がいて、私たちは断れません。それで、その健常児の小さい子のお母さんに、「この子は本当にここしか行き場がないから、もし心配だったら、お母さんは他のところに行き場があるから、行ってくれますか」とお願いしました。

でも、子どもたちはというと、毎日、一緒に過ごしていたら、関係が変わっていきました。その子は、紙をやぶるのが好きで、こだわりがあるので破った紙は全部ちゃんごみ箱に入れます。ところが、小さい子どもは、クルクル丸まった紙をごみ箱からぱつと取りだして遊びます。部屋中紙でいっぱいにして、泳ぐようにして子どもたちは遊んでいます。それを見た彼は、全部また集めてごみ箱に入れます。そうしたら、小さい子がまた全部出します。そうしているうちに、その子が笑い出したのです。私たちははらはらしているのですが、目を突きに行くのではなく、笑うようになったのです。その後、もう目を突くことはなくなりました。その小さい子のお母さんも、里をやめないでそのままいました。「障がい」のある子もない子もいろいろな子どもたちと一緒にいるということは、すごく大きな成長なのです。

今、私のファミリーホームの子どもの耳の聞こえない子どもがいます。2歳から預かって、高校3年生になっていますが、おかげで、今、里の子どもたちはほとんど手話ができます。「おはよう」とか「しんどい」とか「今日うれしそうね」とか「歌、歌うの」とか、そんな日常会話の手話ですけれども、一緒にいるだけで覚えます。その子どもたちを見て、私はこんなことも教わりました。障がいを持っていることは、何も彼女たちのせいではないです。この耳の聞こえない子も、お母さんが妊娠中に風疹にかかり、「目が見えないか、耳が聞こえないか、どちらかですよ」「それがだめだったら中絶しなさい」と言われた

けれども、親たちはどうしても産みたいということでも生まれたのです。ところが、3歳のときに親は家出してしまったのですが。

その子が何がしんどいかというと、これからです。彼女はもう高校3年生になって、これから仕事に行きますが、彼女は療育手帳も持っていて重複なので、とても大変です。今は聴覚特別支援学校に行っていますから、学校ではもちろん意思疎通ができます。こどもの里も何らかの形で通じます。でも、これから出ていくところというのは、手話が身近にない社会です。いわゆる健常社会の中にぼんやりと行ったときに、誰が困るのかといったら、彼女です。私たちは何をしますか。彼女に人の口が読めるようになるということを一生涯懸命させるわけです。社会に出ても彼女が困らないようにと、私たちは彼女に健常者と意思疎通が出来るように「ちから」をつけさせることをしています。彼女に努力させています。

でも、実はそうではなくて、変わらなければいけないのは私たちです。私たちが手話を勉強したら、そんな人たちも、いつでも普通に歩けるわけでしょう。だから、障がいを持っている子どもたちは、ほんとうにいろいろなことを抱えています。実は、障がいを抱えていることを、私たちがよくわかって、私たちが手話を覚え、私たちがその多動な子ども、自閉的な子どもどこに困難があるのかということをよくわかってつき合うことがすごく大切だということです。今の聴覚特別支援学校もそういうところがありますが、当人を変えさせようと思って一生懸命やるのではなくて、周りの私たちが変わっていくことをしなければいけないということ、障がい児のいろいろな関わりの中で私は教えてもらいました。



生活・子育て・子育て相談から 見えてきた課題

■ 困難を抱える養育者とその養育者のもとで育つ子ども

(1)養育者が施設で育っていたり、或いはその成育歴に「家庭」という経験が無い親は、子どもをどう育てていいかわからない。料理の仕方を知らない。そんな養育者や子どもに支援をするときは、養育者に寄り添って子どももいっしょに料理を作りましょう。そしていっしょに食べましょう。

(2)鬱病とか境界性人格障がい、統合失調症、解離性同一性障がい、そういう精神疾患を抱えているながら子育てするお母さん。その養育者のもとで育っている子どもに何が起きるかということ、例えば登校拒否です。でも、実は子どもはお母さんが心配で学校に行けないのです。「僕が学校に行っている間、もしお母さんが大量の薬を飲んだらどうしよう」「もしお母さんが、またPTSDで解離性の現象が起こったらどうしよう」ということで心配なのです。学校に行けたときには、ものすごく元気です。でも、そのうちに、だんだん子どももお母さんに合わせた生活になり、お母さんの前では病気持ちいになってしまったりします。お母さんは自分の子どもを育てるために、子どもを病気にしてしまうのです。その方がお母さんは安定するから、子どもはその病気のふりをしているのです。

小学2年生の男子で、お母さんが解離性障がい、母子で生活していました。あるとき、彼から電話がかかりました。「お母さんが、今、大量の薬を飲んだ」と。小学校2年生の子です。ちゃんとSOSを出してくれました。私はすぐ飛んで行って、救急車を呼びました。それから後、彼は自分の大便を壁につける症状が出てきたり、性に対するすごい興味、好奇心を持ったりするようになりました。後天的にそういうしんどいことがいろいろ出てきて、彼は今、親と離れてほかのところに住んでいます。そんなことが子どもに起こります。そのお母さんはお母さんで、生きがいであった一人の子どもが傍にいなくなり、男性に依存していきました。子どもの守られる権利を保障するための親子分離は、この母親の生きる権利をどのように保障できるの

か、残された母親の支援の在り方が問われます。

(3)お金の使い方がわからず、保護費を、6日間で全部使い果たしてしまう親がいました。ギャンブル依存症、買い物依存症を抱える親です。中学校2年生の男の子と小学校と幼稚園の子どもがいましたが、あるとき、中学校2年生のお兄ちゃんがやってきて「お願いやから助けてくれ。僕ら、おなかすいてる。」と言ってきました。子どもは自分でいろいろなSOSを出す力があります。私たちは、そのときからその子たちをファミリーホームへ迎え入れ、親へは金銭管理を支援するようになりました。子どもたちとは、一緒に自分の小遣いの使い道を計画し、時には夢達成のため小遣いを貯めて夢を手にししたりし、小遣い帳に収入支出を書き込むことを丁寧にしています。

(4)こんなことも大きな問題です。自分が少し障がいを持っている親は、なかなか子どもの障がいを認められない。その障がいもいろいろな障がいがあります。発達障がいもありますけれども、発達障がいももとの発達障がいなのか、あるいは環境による発達障がいなのかというのがわからない場合などです。

(5)それから、依存症を持ちながら子どもを育てている親。依存症の一番の問題は薬物依存症です。西成区は覚醒剤の依存症が多いです。その依存症の親のもとで育っている子どもたちは、家の中に注射器が置いてあるので、その注射器で遊んだりしています。私は気がつくまで、覚醒剤というのは弱い人がする、だから、お母さんが「失敗」したときには、「またお母さんやっちゃったね、明日から頑張ろうね」なんて言っていたが、女性ダルクを立ち上げられた上岡さんというサバイバーの方の話を聞いて、目からうろこが落ちました。

なぜ覚醒剤に依存するかということですが、「覚醒剤を使用するのは、自分たちが生きるための自己処方なんです」と言われたのです。体ががん細胞ができたとき、例えば胃がんなどのとき、痛くてしようがないです。医者は余命を過ごすに当たって、この痛さから解放され余命を生きてほしいということで、モルヒネを渡します。モルヒネは覚醒剤です。つまり、体の痛さを忘れて、その人が生きるために覚醒剤を打つんです。「私たちは心の中に傷が

あるんです。その心の傷がうずいたときには死ぬより仕方がない。しかし、そうではなくて、それでもやっぱり生きたい、生き延びるために自己処方する。つまり、心の中の傷を忘れるために覚醒剤を飲んで、それを忘れて、また生きる。これは私たちが生き延びるためのすべなんです。」と言われました。女性の覚醒剤依存症の80%が性虐待を受けている人たちです。しかも、80%のうちの30%が5歳までに性虐待を受けていたのです。性虐待を受けた人たちはPTSDだったり、鬱になったり、解離したりとたくさんの症状が出てきます。この症状が出てくるのは、加害者からそういうことをされた被害者が抱えているしんどさからです。「それでも私は生きる、生きたい。そのときに私たちは、医者は何も処方してくれないから、自分で覚醒剤を打つんです。」と言われました。それを聞いて、お母さんへの言葉かけが変わりました。「ああ、今日もとってもしんどかったんですね」となりました。

(6)それから、片づけられないお母さん、家の中がごみ屋敷のお母さんがたくさんいます。ごみ屋敷の中で、子どもが本当にごみの中でそのまま生きています。勉強なんかする場所はありません。ご飯を食べる場所もありません。どうやって服を着てくるのかといたら、ごみの中から引っ張り出してきました。学校に行ったら、「臭う」と言われます。学校の先生も、「もう、臭って」「同じ服をいつも着てきている」「だんだん汚れてきている」「どうするんですか、そのことは」と言われます。

要対協実務者会議の中で話をします。「どうぞ、子どもに力をつけてください」と。お母さんは精神的な病を持っているわけですから、お母さんはお母さんへの支援が必要なのです。そして、子どもは子どもへの支援が必要です。子どもは学校に行く権利があるわけですから、行かなかつたら子どもの権利を剥奪しているわけで、それはだめです。ちゃんと学校に行ってもらうのです。

子どもはお母さんが心配だから学校に行けない。だから、子どもがお母さんを心配しないように、お母さんへの支援をちゃんとして、そして、「ちゃんと大人がお母さんを見ているから、心配しないであなたは学校に行つてね」という形をとって、両方に支援をするのです。けれども、そう簡単にごみ屋

敷の掃除はできません。そこで、「どうぞ、子どもと一緒に学校で洗濯をしてください」と言って学校で洗濯をして、干しておきます。学校には必ずリサイクルの服があるから、それを使って子どもは学校で服を着がえます。洗濯をして、そして着がえるということを習慣づけ、子どもに力をつける。そうしたら、いじめられることもなくなっていくます。お母さんは、ずっと薬を飲んでいるから、朝、起きられない。子どもが朝、ちゃんと起きられるように、学校の先生が迎えに行く。お母さんに「起こして」というのは無理です。無理なので、お母さんはもう寝かしておいてあげて、子どもに力をつけるということです。こんな形でやっています。

(7)今、私たちが一番困っているのが、8人きょうだい全員が国籍のない子どもです。これからその裁判の支援をしようと思っています。

親への支援、子どもへの支援をそれぞれにやるということは、社会的環境、社会の構造を変えらるということに繋がります。親を一人にしない、寄り添って支援をしていく。子どもには、子どもの権利を擁護する。そして、親にも子にも、自己肯定感を回復する手伝いをしていくということが虐待予防と貧困対策にすごく大切になってきます。

こどもの里とネットワーク

■ あいりん子ども連絡会

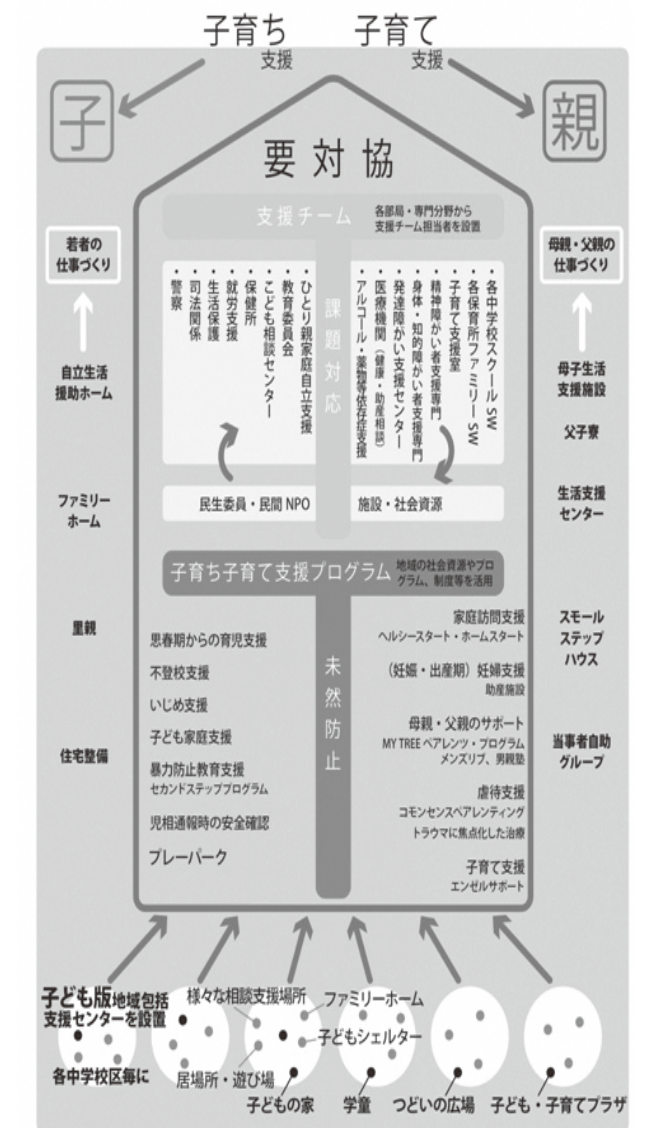
こどもの里はお話した個々の困難と向き合いながら、子どもの居場所として遊び場と相談の場と逃げ場、緊急避難の場と学びの場と生活の場を提供しています。私たちだけでこんなに子どもたちと養育者への支援はできません。私たちには縦の関係、里と子ども相談センター、里と子育て支援室、里と学校、里と警察、里と保育園等がありました。「あいりん子ども連絡会」はいつできたかという、1995年です。1994年に「子どもの権利条約」を日本が批准しました。「子どもの権利条約」が批准され、あいりんの子どもたちにこそこの権利条約を伝えたいということで、あいりんの子ども連絡会、つまり、近所にいるあいりに遊びに来る子どもたちの関係者が全部集まりました。学校、子育て支援室、民生委

員・児童委員さん、こども相談センター、子ども会等子どもに関係する機関がみんな集まって、Aちゃんについて相談します。きょうだいが多いですから、どの機関にもこの家族の誰かが繋がっているの、「最近、子どもが遅刻するようになったよ」とか「同じ服を着るようになった」というAちゃん家族の状態を出し合い、情報交換します。学校は学校の様子を教えてください。私たちは私たちが知っている親の情報の情報を伝えます。保育園は保育園の情報を伝える。「では、この家族をこれ以上虐待にならないようにどうしましょうか」ということで役割分担をします。「考えてみたら、ここにこんな小さい子がいるけれども、この小さい子はどうしましょう。」「お母さんが家出をしまっていて、いないことがわかりました。」「お姉ちゃんはいるけれども、お姉ちゃんだけでは大変だから、小さな子どもはしばらく私たちが預かります。」「預かったら、どうぞ保育園に連れてきてください。」という形で役割分担をします。「学校の先生はちゃんと迎えに行ってください。夜の食事は私たちの方でします。」という形です。そんなことをして、これ以上、子どもたちの困難が増えないように、虐待にならないように、そして親子が分離しないように話し合いをするのが「あいりん子ども連絡会」です。

■ わが町にしなり子育てネット

それと同時に、西成区では「わが町にしなり子育てネット」が2000年にできました。「いつでもどこでもみんな子育て」、絶対に虐待死を一人も出さないということでできました。今、いろいろなことをやっています。「元気まつり」であったり、サロンをやったり、お母さんたちの広場をやったり、子育て情報誌「ハギツ」を出したり、「MY TREEペアレンツ・プログラム」といって、虐待をするお母さんの回復プログラムをやったりしています。今、77団体が参加し、要対協とドッキングしてやっています。いろいろなことを役割分担しながら、訪問という形をもって取り組んでいます。最終的に措置になるのはどうしても施設に行かなくてはならないときだけ。それも地域にある施設、こどもの里で保護できるようにします。それ以外は自分たちでできるだけ関わって、地域で子どもを守り育てましようという

ことでやっています。



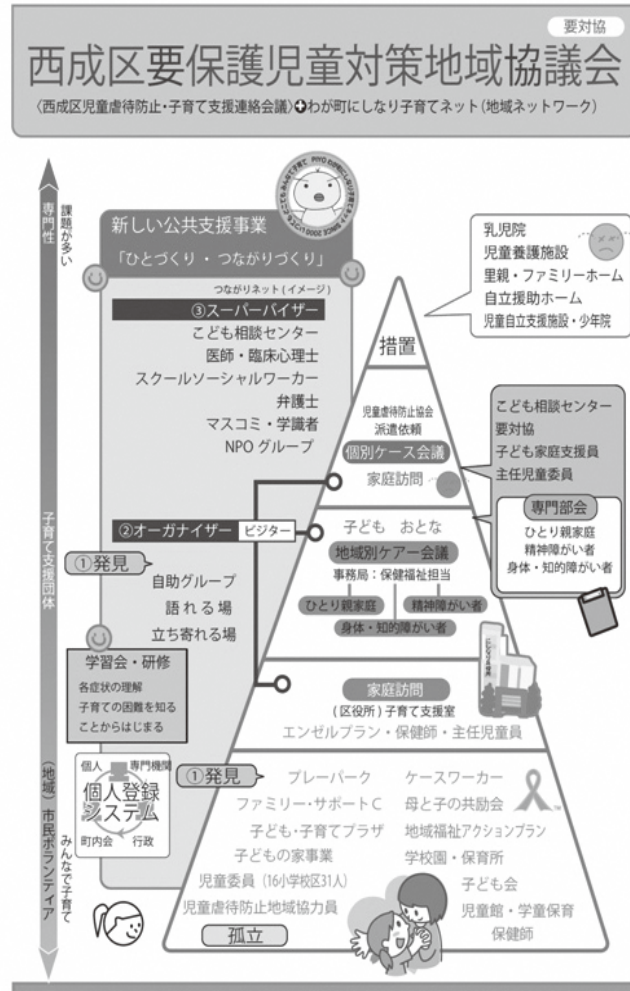
■ 西成区要保護児童対策地域協議会(要対協)

西成区には六つの中学校がありますが、2000年に「わが町にしなり子育てネット」ができてから、あいりん子ども連絡会のあり方を要対協の実務者会議にしようと、子育て支援室が学校に出向いて、一生懸命口説き、5年かかって2005年に六つの中学校全部で、中学校の中で月1回要対協の実務者ケア会議をするようになりました。

西成区全体の虐待の相談では、ネグレクトが一番多いです。つまり、マルトリートメント、不適切な養育がほとんどで、身体的虐待はそれほど多くありません。去年は心理的虐待が増えました。

西成区の要対協には、問題があります。役所の中に各部署同士の連携・連絡がないのです。私たちは、この下の部分で、回復プログラムなど、民間ででき

ることをしています。この上の部分の連携がないので、各課の縦割り行政でなく、各課が連携して子育て困難への例えば「支援チーム」のようなものを作る。支援室が中心になり各課の担当を招集し、課題を共有し、支援策を編み出す、支援策の実行に民間が協力する。このような網の目のようなセイフティネットを作りたいと今、願っています。



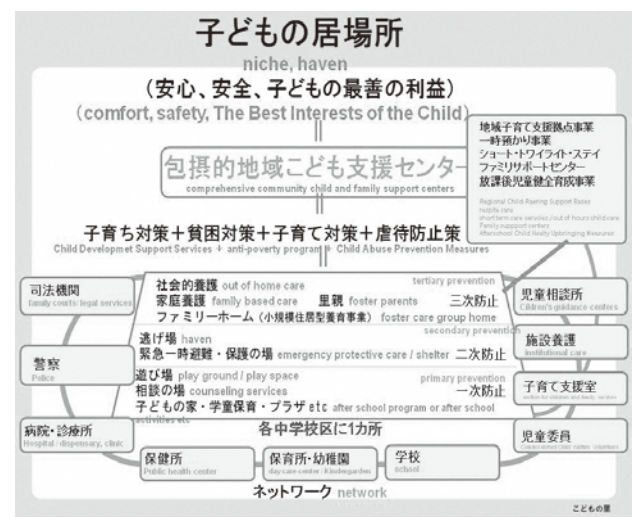
地域包摂的子ども支援センター

私は、このこども里のあり方が、子どもの居場所で、子どもにとって「安心」で、「安全」で、「子どもの最善の利益」であると思うようになりました。これは包摂的な地域子どもセンターです。この居場所が子育て対策と貧困対策になります。また子育て対策、虐待防止策ができるのです。

なぜかという、まず、遊び場があります。この「安心」な遊び場がとても大切です。遊び場は、学童保育にもありますし、「子どもの家」(大阪市の放課

後児童対策事業の一つ)だって、プラザだってなり得ます。「安心」が子どもの遊び方や友だちへのかかり方においてその子の困難をあらわにし、SOSを出させます。大人はその子のSOSを発見出来ます。早期に子育て、そして子育て支援に着手します。これは一次防止です。二次防止として、逃げ場。例えば、子どもが親から虐待をされたときに逃げてこれる「安全」な場です。親と子それぞれに距離感をつくり「安全」を担保します。それが保護の場になります。そして、社会的養護の場、子どもを親に代わり養護するファミリーホームが3階にあります。一つの建物ですが、この中に、ちゃんと第一次、第二次、第三次防止ができています。このような場が子どもにとって「最善の利益」になります。

これは私たちだけではできません。ネットワークがあるからできます。このあり方は地域支援拠点事業と同じですし、ショート・トワイライト・ステイ事業等と同じです。こういう地域包摂的子ども支援センターを、各中学校に1ヶ所つくれば良いというふうに、私は今、提案をしています。



貧困とは

■ 社会的貧困
 いろんな事例をお話しましたが、子どもたちとその親たち、或いは野宿者たちもそうですが、背負わされ抱えている生活と生きることのしんどさ、これは私は社会的貧困だと思っています。それは、個々の人、個別の家族が怠けた結果一橋下さんは自

己責任と言いました。自己責任ではありません。これは社会環境、社会構造に原因があります。

社会的貧困というのは、経済の貧困と関係の貧困です。釜ヶ崎の町というのは、非正規雇用、日雇い労働が多く、労働形態自体が社会的な貧困なのです。社会の構造が貧困を生み出しているのです。この人たちが日雇い労働をしているから貧困ではないのです。日雇い労働という労働形態があるから社会的貧困が生まれているのです。その仕組みの中にお父さんたちが生き、その親のもとにいる子どもたちが、また貧困になっている。

この労働形態、昔は釜ヶ崎や山谷などだけでした。それが小泉政権時代に、製造業までに非正規雇用を広めました。その結果、今、日本中に釜ヶ崎のような不安定就労の地域ができて、その不安定就労の家族と子どもたちが貧困にさらされています。日本中が釜ヶ崎化しているのです。それが6人に1人ということです。この非正規雇用の仕組みをつくったのは行政です。こういう社会の仕組みから貧困が生み出されるということを覚えてほしいと思います。

生きることのしんどさ

子どもたちとその親たち、あるいは野宿者たちが背負わされ抱えている生活と生きることのしんどさ(社会的貧困)は、個々の人、個別の家族が怠けた結果(自己責任)からではなく、社会環境、社会構造に原因がある。

■ 関係の貧困

釜ヶ崎は釜ヶ崎というだけで差別されています。行政は何の手も打ちません。労働者、野宿者がたくさんいます。年間に500人の人たちが路上で死んでいるのに、皆さんは知りません。新聞にも載りません。また、野宿者は路上で死ぬだけではなくて、殺されています。中学生や高校生の子どもたちに、世の中の役立たず、怠け者といって、殺されています。

行政から、社会から、見捨てられている、つまり制度から外れています。いろいろな制度が利用できません。路上にいるというだけで生活保護の制度を利用できないのです。生活保護の制度は、基本的人権からくる権利なのに、どこかに居住していて困窮し

ていることが条件です。野宿というのは、究極の貧困です。でも、それは生活保護の対象にならない。

釜ヶ崎は地域での取り組みが必須でした。「地域でやっていかないと。この道端で死んでいる人を何とかしないといけない。」と思うのは当たり前です。ましてや、いろいろなしんどい子どもたちを見て、「わしが見とつたるから、はよ学校に行っておいで」という近所づき合いがありました。バブルのときに、ベニヤ板1枚の壁が全部ブロックに変わって、隣の人が何しているのかわからなくなっていくということがあって、だんだんと見合うこと、声かけがなくなってきてはいますが、それでも、釜ヶ崎は、今もどんなしんどい人も迎え入れ生きられるあたたかいまちです。釜ヶ崎は100年の貧困の歴史があって、おかげで貧困が可視化されています。

しかし、全国では6人に1人になった貧困は、可視化されにくく、孤立化しています。子どもたちは、決して自分が貧しいとは言いません。隠しています。もちろん親もそうです。だから孤立しています。子どもの貧困は家族の貧困なのに、見えにくくなっています。

社会環境・社会構造

経済:労働形態=日雇い労働=非正規雇用
 今、労働形態が全国的に釜ヶ崎化。6人に1人が貧困に。
 関係:行政から社会から見捨てられている。
 制度からはずれる。
 故に、民間=地域での取組が必須だった。
 釜ヶ崎 100年の貧困の歴史 ⇒可視化
 他地域は可視化されにくい ⇒孤立している

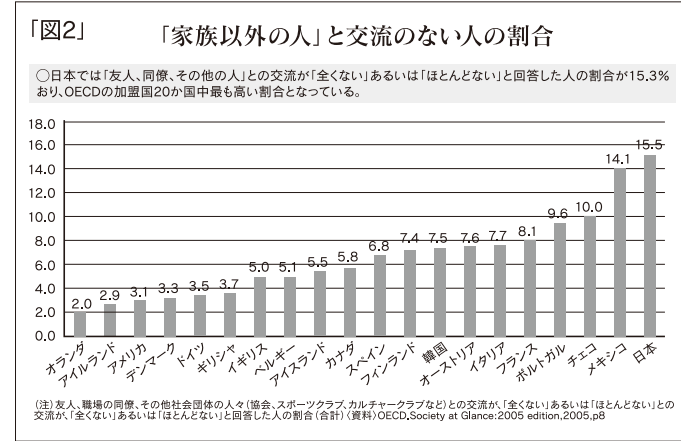
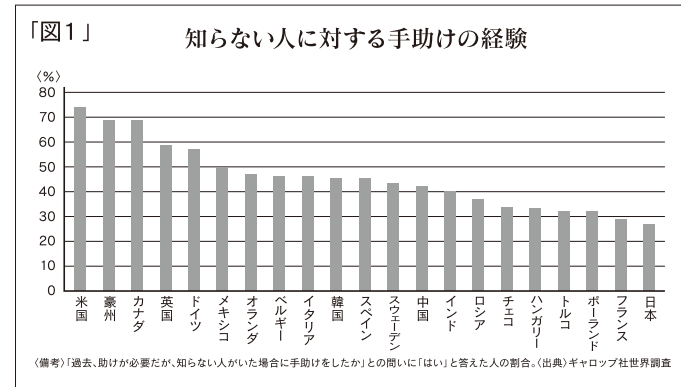
子どもの貧困=家族の貧困

子どもの「ちから」を支える

■ 自己肯定感をもつ
 ~子ども夜まわり、プレーパーク~

様々なしんどさを抱えながら生きねばならない子どもたちに一番必要なのは、自尊感情を高めること、自己肯定感をもつことです。「何で生きなあかんの」「どうせ西成生まれやから」と年齢が大きくなると共に世間の偏見と差別に向き合わねばならない

現実があります。



私たちができることは何でしょうか。私たちは野宿を余儀なくされている人たち、究極の貧困状態にある人たち、世間から「怠け者・役立たず・ゴミ」「勉強しなかったらあんな人になる」「目をあわせるな」といわれている人々を訪問する「子ども夜まわり」というのをしています。学校の中では「知らない人に声をかけたらいけません」と教えます。世界を見ると、知らない人に対して手助けをした経験は日本が一番少ないです(図1)。

それから、家族以外の人との交流、日本が一番ありません(図2)。学校で「知らない人と話したらだめよ」と言うから。だから、野宿者はほったらかしにされています。私たちは野宿している知らない人のところに行って声をかけます。資料の「釜ヶ崎のススメ」に書きましたコラム「この子たちがいるから日本は大丈夫」に目を通してください。

「釜ヶ崎のススメ」(洛北出版)より

この子たちがいるから日本は大丈夫

荘保 共子

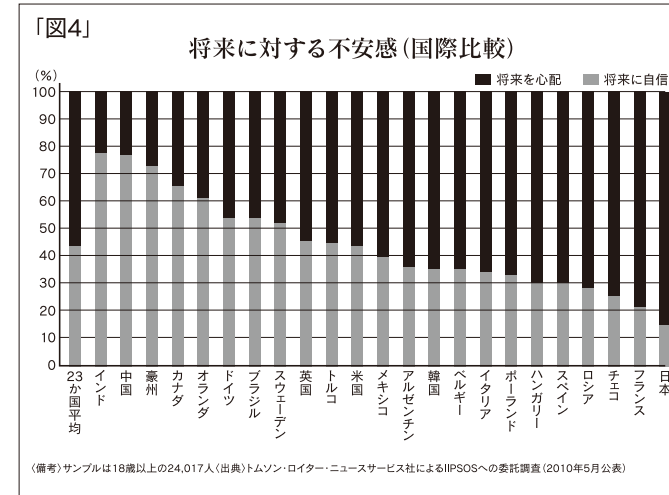
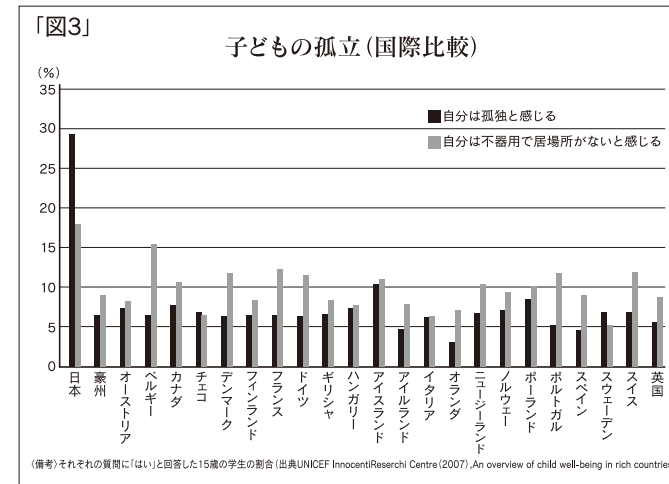
(略) この釜ヶ崎の子どもたち中心に「子ども夜まわり」なるものを、1986年度から毎冬行っている。「火の用心」の夜まわりではない。道端で、ビルの軒下で野宿する人々を訪問する夜まわりだ。道端で冷たくなっている人と出逢った。年間釜ヶ崎に500人もこの行路死者がいるという。「一人の人も死なないで一緒に暖かい春を迎えたい」を合言葉に、野宿せざるを得ない人の命を守るのが目的だ。(略) 野宿者に対する偏見と差別に、子どもらの力で抗する。夜まわりなんかなくてもいい社会にしたいと毛布・おにぎり・ポットの準備から学習会、夜まわりと、毎回8時間を越す活動をやつてこす。その力たるや「凄い！」の一言だ。子どもの権利の一つ「参加する権利」を行使している。

この夜まわり活動で、私たち大人が想像もしなかった「子どもの力」に出会った。野宿者への関わりである。路上で寝ている人を見つけると、何のためらいも無く、「こんばんは。体、大丈夫ですか？」と駆け寄り声をかける。「ありがとう。大丈夫やで。あんたらこそ風邪ひきなや」とおじさんたち。大人には到底出来ない業である。自分の関わり方を恥じた。

子どもたちのこの自然な無垢な「人と繋がろうとする力」は、野宿者からの最高の褒め言葉「ありがとう」をいっぱい浴びて、傷ついた子どもの心にふつふつと他者へのいたわり・心配の心が息吹き、それが自分自身への愛しさと自信を息吹かせる。一方野宿者と言えば、寂しく怯えながらいる寝床に子どもらの訪問を受け、「これで、明日もまた頑張れるわ」と生きる気力を取り戻す。子どもらの訪問を飴玉を用意して待っていたり、中にはこどもの里までわざわざぬいぐるみを持って来たり、子どもらが勧めてくれたから相談に来たという人も。夜まわりでの子どもと野宿者との出会いは、お互いがエンパワメントされ合う関係を生み出した。(略)

自分は孤独と感じている子どもたち、日本はすごく多いです(図3)。それから、将来に対する不安、日本が一番多いです(図4)。

それで、私は子どもたちに力をつけるために、今、プレーパークというのをやっています。子どもたちに一番大切なのは遊びです。遊びは子どもたちに生きる力を育みます。この遊び場を助けてくれているのは、釜ヶ崎・「萩之茶屋まちづくり拡大会議」です。合同会社が出資してくれています。地域の中でみんなで子どもの育ちを守っています。



■ 子どもの権利

～法整備に「子ども観」と「自立観」の共有必須～
子どもに関わる法を整備するのに大切なのは、皆さんがどんな子ども観を持つかということです。まず、子どもにはすごい「ちから」があります。今日お話しした子どもたちを思い出してください。感じる力、個性の力、人と繋がろうとする力、降りかかってきた問題を解決しようとする力、外からの圧力を跳ね返してしまう力、傷つけられた自分を慰め癒す

力、社会を変えることの出来る力、親を慕う力など。これらが「子どもの持つ力」「生きる力」です。子どもは国家や大人が指導し教育することではじめて「ちから」をつけることの出来る存在ではなく、はじめから力をもっているという「子ども観」を持つことが大切です。

子ども観

- 子どもには「ちから」がある。
存在することの「力」、自ら関係を結ぶことの「力」、レジリエンス(傷ついても回復する「力」、社会をかえることのできる「力」
- 子どものエンパワメント
子どものエンパワメントとは、子どもが自らの権利に気づき、自分の経験を自分で定義することによって「ちから」を取り戻し、その使い方を実践を通じて学ぶことで、自分と社会を変革するプロセスである。このプロセスは子ども自身によって展開されるものである。このプロセスを促進し、それに寄り添うことが、支援者としておとなに求められている役割である。(阿部芳絵)
- 子どもは「問題解決の主人公」
子どもが様々な抑圧に抗して自らたたかうことのできるように支えること。子どものたたかうとは、「状況変革への志向」とその「プロセスにおいてないうる主体形成」であり、救済は、おとなが子どもに一方的に与えることの出来るものではなく、子どもを支援することをとおしてないうるものである。(吉永省三) 子どもは問題解決の主体である。

子どものエンパワメント、先に話しました「子ども夜まわり」がまさにその実践です。そして、子どもは「問題解決の主人公」です。子どもが様々な抑圧に抗して自らたたかうことの出来るようにささえること。困難を抱える養育者とその養育者のもとで育つ子どもたちへの大人の支援の在り方が見えてくると思います。

子どもの「ちから」を支える三つの条件。
一つ目は、意味ある大人との出会いです。何かというと、ちゃんと話を聞いてくれる大人がいること、子どもの居場所の中に、こういう大人が一人いることです。二つ目は、安心できる場所の確保です。ありのままの自分を受け入れてくれる場所です。三つ目は、こういう子どもの権利をちゃんと支えるシステムと制度が要ります。この力を支えるバックにあるの

は国連の「子どもの権利条約」です。

子どもの「ちから」を支える3つの条件

- ① 意味ある他者との出会い
(自分の気持ちをちゃんと聴いてくれる大人と仲間の出会い)
- ② 安心できる居場所の確保
(ありのままの自分を受け入れてくれる場)
- ③ 子どもの権利を支えるシステム
(制度・仕組み・予算・法律)

↓

その裏付けとなる理念が **国連「子どもの権利条約」**
 社会的排除を是正(公平性)し、子どもの意思が尊重されることが権利として認められる社会=子どもにやさしいまちづくりのために「子どもの権利条約」に基づく**法律・子どもの予算・意思決定の仕組みを自治体において確保しなければならない**

子どもの権利条約、子どもには大きな四つの原則があります。この権利があるから、私たちが子どもたちを見るときに、この権利をもって子どもを見ます。これは擁護されていないかどうかという基本になります。それが支えです。

子どもの権利、四つの大きな柱は、一つ目、生きる権利です。二つ目、守られる権利です。三つ目、育つ権利です。学習する権利とも言います。四つ目、参加する権利、自分で決める権利です。そして、自分の意見を聴いてもらえる権利です。子ども夜まわりは参加する権利です。子どもたちは、野宿をしている人をほっておくような社会は嫌だ、夜まわりなんかなくてもいい社会にしたい、自分たちで変えていきたいと思って夜まわりしています。

「子どもの権利」の法整備には、子ども観ともう一つ、「自立観」の共有が日本で特に必要です。

日本は、自立というのは、しっかり自分で働けるようになりなさい、何でも自分でできるようになりなさいという自立観です。でも、違います。自立というのは、「どんな社会でも、どんな人も、地域社会の中でそれぞれのニーズ、意識、希望を最大限尊重された最善の支援を受けながら、自らが人生の主体者として生きること」です。この自立観をどこまで共有できるか考えてみてください。

「子どもの権利」

子ども=人間としての大きな4つの原則

- ① 生きる権利
*生きる上での基礎 安心・安全である権利
- ② 守られる権利
*危害から守られ続ける権利
*個別の必要に応じて支援を受ける権利
- ③ 育つ権利
*自分を豊かにし、力づけられる権利
*人の能力を最大限に発揮する権利
- ④ 参加する権利
*自分で決める権利 *聴いてもらえる権利

子どもの貧困対策法

子どもの貧困対策法ができました。でも、釜ヶ崎で育った子どもたちは、生まれて育った場所に左右されています。生まれる場所は選べません。だけど、これからの自分の人生は自分で選ぶことができます。自分で選ぶということは、選ぶ自由がないとダメです。そのためには自己肯定感が絶対に必要です。

子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律
 2013年6月19日成立 2014年1月17日施行

子供の貧困対策に関する大綱
 2014年8月29日閣議決定

(目的・理念)

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

■ 虐待予防と子どもの貧困対策の共通基盤

虐待の予防策と子どもの貧困対策は、実は同じです。一つは、まずは子どもの権利保障の視座です。2007年国連総会で、子どもの貧困の強力な定義を採択しました。「子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、子どもの貧困とは、単にお金がないというだけでなく、子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる」これが子どもの貧困の定義です。

二つ目は、地域を基盤とした包摂的支援、つまりいろいろなネットワークを広げ、生かし、そして、三つ目、子どものライフステージに則した切れ目ない支援、一人ひとりへの多様な関わり・寄り添いです。

私は、虐待と貧困問題は公衆衛生の問題と捉えたいと考えています。手洗い、うがいと一緒に。もつと虐待ということも啓発していく。風邪を引いたら病院に行く。一時避難をする。そして、インフルエンザになったら隔離する、学校に行けません。これが社会的養護です。こういうふうな包摂的なセンターを中学校区に1カ所ずつ設置することを提案したいです。

虐待と貧困問題は公衆衛生の問題

第3次防止	隔離	社会的養護(里親・ファミリーホーム)
第2次防止	病院	一時避難(緊急一時保護宿泊)
第1次防止	啓発 (手洗い うがい をしましょう)	啓発(虐待とは・貧困とは・いやと言っていないよ 助けてと言っていないよ)

虐待問題(年間児相対応件数 7万件=1日200件)
 貧困問題(6人に1人)を 公衆衛生の問題

と認識すれば、例えば、こどもの里のような「こどもの居場所」を第1次防止、第2次防止、第3次防止までできる「包摂的地域こども支援センター」(仮)として地域の中に位置づけることができる。
中学校区に1カ所必要。

【終わりに】

「誰か一人でもいい、その人のほんとうの気持ちを理解してくれる人がいてくれたかどうか、(選択力、自己肯定感に)違いをうむ」これはアリス・ミラーの言葉です。

どうぞ、言ってください、「生まれてきてくれて、ありがとう」「あなたは大切な存在だよ」「生まれてきてよかったね」「そのままのあなたでいいよ」「ひとりぼっちじゃないんだよ」「あなたの人生は、あなたしか歩けない。あなたが歩いていいんだよ」「だけど、苦しいときは一人で悩まなくていいよ」。こんな言葉をたくさん、たくさん、かけてほしいと思います。

最後にヤヌシュ・コルチャックという子どもの権利条約をつくった人の「子ども観」を紹介します。

「子どもは、だんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」。つまり、生まれたときから人間なのです。力を持っているのです。教えたいとかではなくて、この力を守る、伸ばすためには、子どもに対する施策にもっとお金を使わないとだめだと思えます。語り尽くせなかったのですが、聞いていただいてありがとうございました。

子どもの権利からみる子どもの現状とその対策提案 2015.7

荘保 共子

全ての子どもが生まれた場所や環境によって左右されることなく生きられているだろうか？

いいえ、国民からも行政からも差別され、蔑視され、排除され続けている場所がある。そこで生まれ、住んでいる子どもたちは、ただ、その場所で生まれ、住んでいるというだけの理由で、その場所以外の人々から差別され、蔑視され、排除されている。その場所とは、日本で一番大きな日雇い労働者の寄り場のある「釜ヶ崎」(行政名は、あいりん地区)。日本で一番不安定雇用と野宿や貧困が集中していることから日本全国から「西成区は怖い街」と差別されている。その上、釜ヶ崎で生きる子どもたちに貧困が集中している。親の日雇いという不安定雇用、そして失業・貧困ゆえに、子どもたちも貧困状態や不安定な生活を負わされ困難な状況に置かれている。子どもたちは生まれた時から、いえ、それ以前から生まれた場所によって左右され生きなければならない。生まれてきた子どもたちに責任はない。

全ての子どもが「子どもの権利」の一つである「名前・国籍を持つ権利」が守られているだろうか？いいえ、日本に生まれた時からずっと国籍がないまま、大人にならざるを得なかった子どもたちが居る。彼らに国籍が無いのは、彼らのせいではない。彼らの親のせいでもない。親も子もそれぞれが、様々な困難な状況の中で生まれ、育ち、生きて来ざるを得なかった経緯がある。母親は、某母国で早くに両親を亡くし、小学生の途中から学校にも行けず路上生活を強いられ、10代では身の自由がきかない状態で、17歳の時人身売買組織の手によって日本につれて来られた。その後、8人の子に恵まれたが自身の出生も届出がなされていなかった可能性があり、子ども全員が無国籍のままである。日本で生まれ、日本語しか話せない子どもたち、20歳をすぎた子どもたちは就労し納税の義務も果たしているが、法務局に掛け合うも頑として日本国籍を認めない。

釜ヶ崎には社会制度の枠からはみ出され生きることの困難を抱えた人たちが集まる。そんな場所だからこそ、誰からも相手にされなかったからこそ、そこに生きる人々は遅く、日雇いの仕事に誇りを持ち、辛い、しんどい仲間を「見合い」、「声掛け」、「見守り」、「支え合い」の「つながり」が生まれた。多様な人たちが多様な困難を抱えながら、でも釜ヶ崎だから受容され生きてこれた。「釜ヶ崎」という貧困課題が集積された地域性の中で生み出された民間レベルでの取り組み、親だけでは育てられない子を地域で育てようと地元の人たちが預かり育ててきた歴史がある。だから、釜ヶ崎では、子どもの貧困等の困難が「見える化」している。

「社会制度の変節がもたらす生活困難」へ着目する必要がある。釜ヶ崎と同じような状態が、いま、日本全国に広がっている。同じように親が非正規労働者、不安定雇用でひとり親家庭が増え、その子どもたちに特に貧困が集中している。社会では、「自己責任」、「受益者負担」と言う言葉があふれ、貧困の中にいる親と子を責める。だから、人と関わることを避け、SOSが出せないでいる。困難が可視化されず、子どもの貧困が見えない。

自分育ちをしている子どもを支えるというのは、自己肯定感を持ってその人が主体的に生きていけるようにすること。子どもたちは生まれてくる環境、家庭を選べない。しんどさを背負わされて生きる子に責任はない。生きる権利の平等を。ならば、その子どもたちを守り、育てる責任と義務は社会にある。離婚や貧困はどの地域でも珍しくない。学校ではなじめない子、外国人の子、新しい”父“と合わない子、精神疾患やギャンブル依存症を

抱え子どもの世話が出来ない親の元で生きる子、薬物依存や性暴力など自分の親から逃げてくる子、借金や暴力から逃げてくる子、いろいろな境遇の子どもたちに「居場所」を作る必要性は明白である。しんどさを抱えた子が必要としている支援は、行政の制度に合わせて「障がい」「貧困」などと分けできるものでない。多様な問題を抱えた子が支え合う居場所を無くせば、子どもたちは「社会から排除された」と感じ必要な助けも求められなくなる。

「居場所」の保障は、子どもの未来の保障につながる。例えば釜ヶ崎の真ん中にある子どもの居場所「こどもの里」は、小学生だけでなく就学前の乳幼児から中高生、また18歳を超えた青年たちまで、障がいの有無や学力や年齢を一切問わず、多様な子どもやおとなに会い、豊かな人間性や社会性を育むことの出来る「遊び場」である。幼い子ども、交流を持つのが難しい子ども、はみ出しがち子どもたちも折々濃淡のある接触をも継続しながら、それらの経験が総体として抱えられ続けるという、やわらかい構造がそこにある。それは人のどの様なあり方もあらかたOKだという自他への信頼を生み出す作用を果たす構造でもある。言葉を換えれば、自分の存在を認め受け入れてくれる場で、「ありのままの自分でいい」と自己を受け入れられる場である。親以外の大人との接触によって幅広い価値観に触れることが、どのような子どもにも必要で「親以外の大人との交流」は子どもの権利である。

そして、子ども自らが自分の意思で足を運べる、地域に開かれた「居場所」は、地域に開かれていることにより、子どもだけでなく保護者や地域の方の「相談の場」にもなる。そのため、地域に潜在する虐待及び貧困・困難のリスクの高い要保護、要支援児童及び要保護・要支援家庭を支える「居場所」になる。おやつや食事をともにしたり、宿題をしたり、日々の出来事や悩みを話せる「生活の場」であり、家庭にも学校にも行き場のない生きる困難を抱えた要支援、要保護児童にとっては「最後の砦(セーフティネット)」になる。

子どもの居場所「こどもの里」は小さな一つの建物だが、その中で、貧困と虐待の第1次予防となる遊び場・行き場・休息の場。第2次予防となる生活及び子育て相談の場とその対策としての緊急一時宿泊の場。第3次予防となる子どもの長期保護生活の場、社会的養護の場のファミリーホームを兼ね備える「貧困対策と虐待防止と子育て・子育て支援」の拠点でもある。つまり、子ども版の地域包摂支援センターなのである。

この「こどもの里」の在りようは、貧困課題が集積された地域性の中で生み出された民間レベルでの、「子どもの最善の利益」を軸に子どもの育ちを支援し子どもの権利を守る取組である。西成区全中学校区で毎月開催される「西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会議」(西成区要保護児童対策地域協議会)のケア会議と地域の72団体が加盟するネットワーク「わが町にしなり子育てネット」との連携が支える。

留守家庭児童対策事業「学童保育」や児童いきいき放課後事業は、あくまで大人側からの施策である。子ども中心に考えられている事業ではない。提供者中心の公益サービスの視点からの支援策でなく、「子どもが主人公」とする利用者中心の視点を持つ地域を基盤とした民間の力と協働して、「子どもの最善の利益」を問いながら、子どものライフステージに則した開放性と即座性のある切れ目のない包摂的支援の出来る「こどもの里」の取組をモデルとした「子どもの居場所」を全中学校区に1か所設置することを提案する。

どの環境で生まれた子どもも「生まれてきて良かった」と人として生きていけるために、子どもの権利保障の視座をまず共有し、子どもの権利が保障される社会の実現を目指そう。

大和 五幸氏 (福岡市東区子育て支援課 課長)



私が市役所に入って約17年間、えがお館や生活保護の現場で経験したことに基づき、地域、関係機関との連携について感じたことや今思っていることを話したいと思います。

私は、平成15年5月にこども総合相談センター(えがお館)の開館と同時にこども支援課に勤務することになり、9年間えがお館に在籍しました。その中で、特に印象に残っているケースの一つが、当時中学2年生だった子です。この子は幼少時にお母さんを亡くし、私が担当した直後にお父さんも亡くしました。両親がいない状況で、かなり非行が進んでいました。この子の面倒を見る人が誰もいない状況で、一時保護をすることになり、時間をかけて説得してえがお館の一時保護所に入所しました。その後、本人は納得しない状況で施設に入りましたので、施設に入ってから何度も無断外出をしました。この子が無断外出をしたとき、飲み屋のようなところの2階に逃げ込んでいたので、連れ戻しに行ったのですが、そこでこの子をかくまっていた方に、「この子の気持ちを考えろ!」と、激しく罵倒されたことを覚えています。その後もこの子は無断外出を繰り返しましたので、施設での生活は無理ということで、家庭裁判所に送致しました。鑑別所に入り、付き添いの弁護士の先生がつきました。この弁護士の先生は、この子の境遇にすごく同情されまして、本当に親身になって対応していただきました。家庭裁判所の審判の結果、この子は少年院に行くことなく、施設に戻ることができたのですが、この弁護士の先生は、この子が施設に入っている間、そして、施設を出た後も関わってくださり、その後、この子は少年院に行きましたが、親がわりのように面会に行くなど、本当によく関わっていただきました。現在、こ

の子はもう成人して親になり、立派に頑張っていますが、この弁護士の先生があれから約12年間、現在もこの子に関わっていただいていると聞き、本当に感謝の気持ちと感心させられる思いがしています。

その他に印象に残っているケースでは、親の都合で何度も名字が変わった子がいました。この子は親からかわいがってもらったことがなくて、親は新しく結婚した人との間に生まれた弟、妹ばかりをかわいがり、長い間、兄弟間で不当な扱いを受けていました。そのような影響からか、この子は人見知りが激しく、関係をとるまで、そして、関係をとってから本本当に大変でした。施設に入ってからルールを緩める等の特別な扱いを求めたり人見知りは変わらず、施設の先生が朝から夜遅くまでお世話をし、話を聞き、自分の休みの日も関係なく関わっていただきました。この子はどうか高校を卒業して、その後、就職、結婚をして、今は成長した立派な大人になっていますが、現在も施設の先生がいろいろな相談に乗って関わっている状況を私は見えています。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

私は、このように弁護士の先生や施設の先生が、仕事としてだけでなく、自分のことのように親身になり、一生懸命、そして、長年にわたり子どもに関わっている姿を見て、本当に心を打たれました。

私は、その後、平成24年4月に東区の保護2課に異動になりました。リーマン・ショック以降、働き盛りの30代、40代、50代の方々が生活保護を受給しているという実態に非常に驚きました。そのような中、若い職員8人を部下に持ち、日々ともに考えて、面接に同席したり、一緒に訪問したりしました。

あるとき、私は刑務所に入っている方との面会に行き、待合室で、3歳から4歳の小さい子どもたちを

連れて面会を待っているお母さんと一緒にになりました。待ち時間が長く、子どもたちはうろうろして、お母さんは何度も注意するのですが、子どもたちは言うことをきかず、お母さんのいらいらがピークに達して、私は思わず、「お利口さんにしておこうね」と声をかけてしまいました。そのとき、えがお館に長年いたことで、自分はやっぱり子どものことが気になるのだと改めて思いました。もう一方で、いろいろな事情があると思いますが、小さい子どもたちがこのような場所に来ているという現状に複雑な思いがしました。

保護課に在籍している中で、子どもとの関係で特に印象に残っているのが、地域の里親さんが養育不安のある家庭の子どもたちに食事をさせたり、お風呂に入れたりして面倒を見ている姿や、主任児童委員さんが不登校のお子さんを迎えに行ったりしている姿です。生活保護の現場でも地域や関係機関の方々の協力が大きいと実感しました。

生活保護業務を2年間経験し、私は同じ東区の子育て支援課こども相談係に異動になりました。こども相談係は、市民の方々の身近な相談機関として、児童虐待の相談を受け、要保護児童支援地域協議会の調整機関、窓口としての仕事を行っています。要保護児童支援地域協議会は、児童虐待を受けている子どもなどを早期に発見し、関係機関がその子どもなどに関する情報を共有し、適切な連携のもとに対応していくものです。医師会、弁護士会、民生委員・児童委員、学校、保育所、施設などの関係機関で構成されています。この協議会は、構成する関係機関の代表者による会議や実際に活動する職員による実務者会議、そして、子どもや家庭に問題が発生した場合に関係機関で開催する個別ケース検討会議などがあります。また、東区では実務者会議として、学校においていろいろな問題がある複数のご家庭を協議する小学校・中学校ネットワーク会議を開催している学校があります。また、子どもと関わっている専門機関である小児科・産婦人科との連携を深めるための育児支援ネットワーク会議も開催しています。そして、個別ケース検討会議は、平成25年度は30回、平成26年度は40回開催し、今年度は4月から7月までで20回を超えています。

そのほかにも東区では平成16年から地域子育て

支援会議を全校区で実施し、地域での子育てを育むネットワークづくりや、地域の子育て情報などを紹介する子育て情報ガイドを作成しています。

私は現在、要保護児童支援地域協議会を運営する立場になっています。今までのえがお館や保護課での経験の中で、地域や関係機関の方々が、子どもやその親に対して親身になって関わっている姿を見てきて、本当に感心しましたし、地域や関係機関の方々が構成する要保護児童支援地域協議会の重要性を痛感しています。今までの経験から、子どもや家庭に問題が発生した場合は、要保護児童支援地域協議会の調整機関として、しっかり関係機関や地域を支えるとともに、積極的に会議を開催し、地域や関係機関と一緒に、子どもやその親に対しての支援を行っていきたくて考えています。また、児童虐待の防止に向けて一生懸命に頑張っていきたいと思っています。

古賀 理絵氏 (福岡市立城香中学校 校長)



中学校の教員生活35年の中で出会った子どもたちや保護者の方たちを中心に、子どもの学校での姿と学校での取組、地域との連携、この3点についてお話をします。

まず、子どもの姿です。私は、城香中学校に赴任する前は、小学校で2年間校長として勤めました。その2年間は、私にとって非常に貴重な経験で、小学校の子どもたちを見て、保護者を見て、初めて中学生の実態の背景がわかりました。

小学校と中学校は年齢、発達段階が違います。小学生は、家であったこと、様々なことが比較的表面化しやすく、学校で把握しやすいのです。今日はよく保健室に行くとか、暗い顔をしている、いらいらしている、友達に当たり散らしているなど、行動がすぐに目につきます。先生たちは子どもに何かあったことにすぐに気がつくしますので、子どもと話をします。「今日はどうしたとね」「何があったとね」と話をする中で、子どもと先生の信頼関係があれば、「今朝こんなことがあった」「お母さんに怒られた」とか、「昨日の夜、父ちゃんに殴られた」といったことがぼろぼろと出てきます。先生は背景を理解しつつ、「じゃあ、今日はここまで頑張ろうか」「保健室で1時間だけ休んで教室に上がろうか」と、子どもの実態に即しながら指導をしていきます。

ところが中学校になると、そういうことが表面化しづらくなります。子どもは自分の辛さ、家での背景を隠しますので、よほどきちんと見ていかないと見落とす部分がたくさんあります。小さいころからの辛さの積み重ねといったものが大人を信頼させていない原因だと思います。その時その時にきちんと関わってもらわなかったことなどから、子どもは大人を信用できないのです。「俺のきつさがわかってたま

るか」「誰が言うか」という心理になっているのだと思います。それが今度は荒れ、非行の様態になるという中学生の姿があります。

荒れたり非行に走ったりしている子どもたちは、その原因、背景に、小さいころの虐待や、家庭の厳しさ、生活の厳しさというのがほぼ100%あるのではないかと思います。その実態を、学校側がどれだけわかってやれるかというところが、子どもにとって、その後の大きな分かれ目になると思います。小学校高学年から中学校に上がるときに思春期を迎えると、必ず口答えをしたり、逆らったり、返事をしなかったりという行動をとります。それを乗り越えないと大人になれないという大事な時期ですが、小さいときにいろいろな人がたくさん関わって、ほめてもらって、自尊感情がしっかり身について、自己肯定感のある子どもは、きちんと乗り越えていくことができるとしています。自分は大切に思われている、自分は必要とされているといった感情は、小さいときから、関わりの中で子どもが感じ取っていくもので、非常に大事な感情だと思っています。

次に、学校での取組です。私が教員になったときに比べて、今はすごく子どもたちが暮らしにくい、生きていきにくい環境になっていると思います。だから、学校が子どもたちの安心できる居場所であり、自分らしく生活できる場所であってほしいと、そういう学校をつくらなくてはいけないと日々思っています。

今はどの学校も人間関係づくりを重点的に取り組んでいます。人は人と関わる中で人間性が豊かになっていくわけですから、関わり方について学校で学んでいます。

また、今は多くの小学校・中学校で年に1~2回、

子育て支援会議を開いています。自治協あるいは公民館の関係者の方や、民生委員さん、区役所の方、保護課のケースワーカーさん、児童相談所、ケースによっては病院や警察など、いろいろな関係者を呼んで、その学校の子どもたちの支援、役割分担について話し合っています。

今、スクールカウンセラーが中学校ブロックに年間70日勤務し、週に2回程度、小学校か中学校で子どもや保護者のカウンセリングをしています。また、本校にはカウンセラー以外にスクールソーシャルワーカーがいます。区役所、病院、地域、社協など、この子にどういうところをつないで、どういった支援をしていけばよくなるのかを考え、子どもの環境に働きかける仕事をしています。福岡市には25名のスクールソーシャルワーカーがいます。今後、ますます必要になる仕事だと思っています。

夏休み中も、学校によっては、子どもたちを学校に呼んで自主勉強をさせています。本校も、先生たちが学校にいる日を知らせて、「いつでも勉強において。図書室はあいているよ。クーラーを入れているよ。」と子どもたちを呼びますが、学習支援であり、子どもたちの居場所づくりでもあると思っています。

それから、いろいろな学校に「ガンバ廊下」というものがあります。廊下で頑張ろうという意味ですが、職員室前の廊下に長机と椅子を置いて、子どもたちが勉強をしています。「家に帰っても宿題ができません。」「宿題をする場所がない。」、あるいは「宿題を見られる人がおらん。」「今日は音読でサインしてもらえないかん。でも、してくれる人がおらん。」というような子どもは、ガンバ廊下で先生たちを捕まえて、「先生、今から2回読むけん、聞きよって。」と言って音読をします。音読をしたら「先生、サインして」ということで、先生がお母さんがわりにサインをして、「よく読めました。明日もまた頑張ろうね。」と子どもたちを帰しています。

次に、地域との連携についてです。どこの校区も、交通安全指導で、朝の登校中に地域の方がたくさん立っいらっしゃいますが、子どもたちを毎日見ていらっしゃるので、「今日は元気がないな」「この子はたくさん遅刻するようになったな」ということに気がつくようになられるようです。「〇〇君がこのごろ元気がないんですけど、心配しています。」「遅刻

が多いようですが、家まで迎えに行きましようか。」というふうに学校に声をかけてくださっています。

また、ある小学校の校長先生から聞いた話ですが、男の子が夜、お母さんがなかなか帰ってこない、寂しい、お腹がすいた、どうしたらいいのかわからないという状態の日があり、その子は、日ごろから関わってくださっていた町内会長さんのところに行ったそうです。「お母さんが帰ってこん」と言うと、町内会長さんは「そうね。じゃあ、ちょっと家に上がんしゃい。」と言って家に上げてくださり、学校に連絡をとって、お母さんの居場所を探したということが2回ほどあったそうです。また、ある子は民生委員さんの家の前をうろうろして「お父さんに殴られるけん帰れん。」と言うなど、民生委員さんを頼りにしていた例もあったそうです。いろいろな地域の活動や子ども会の中で、地域の方が関わってくださっているから、子どもは「この人なら頼れる」と思ったのだと思います。どの地域もそういった地域になっていたきたいし、子どもが何かのときに駆け込めるような場所が各地域にあつたらいいと思っています。

最後になりますが、核家族が増え、ひとり親家庭が増えて、子どもは大人と関わる機会が非常に少なくなりました。親と子ども、先生と子どもの関係は、縦の関係だと思っています。きょうだいや友達は横の関係だと思っています。縦と横の関係だけでは非常に弱いのです。建物も、横のつかえと縦の柱だけだったら、すぐ倒れるので、地震対策では、斜めのつかえ棒、柱を組み立てるようになっていきます。人間も同じで、斜めの関係が必要です。この斜めの関係をしていただくのは地域の大人の方だと思うのです。子どもたちが健やかに、強く、自分らしく生きていくためには、縦、横、斜めの関係、特に斜めのたくさんの関係が欲しいなと思っています。

馬男木 幸子氏 (福岡市社会福祉協議会 地域福祉ソーシャルワーカー)



高齢者見守りの仕組みづくりを目的として関わっていた地域があり、そこで地域の方から聞くお話や、関係者の方と関わる中で、子どもの問題にも関わるきっかけがありましたので、今日はそういうお話を二つご紹介します。

その地域は、高齢者の孤立死を防ぐために地域でできること、見守りをどうしていくかを話し合う活動をしていました。会議で地域の町内会長、民生委員、役員の方といつも顔を合わせていろいろな話をする中で、母子世帯の方が多くことや、親御さんが精神障がいを抱えていらっしゃる、病気があったりして、子どもたちの養育が家庭でできていなくて、それを地域で心配しているという声も徐々に聞こえてきました。また、朝ご飯を食べず小学校に行く、青白い顔をして学校に来る子が多いというお話も聞くことができました。地域の中には子どもからお年寄りまで皆さん住んでいますので、子どもの問題も地域の方は心配しているということがわかってきました。

私は地域福祉ソーシャルワーカーとして、地域福祉の専門職として地域に関わっていますが、その小学校にスクールソーシャルワーカーさんがいらっしやって、情報交換をする機会がありました。その中で、地域の方が、子どもが朝食を食べていないことを心配しているが、実際に学校ではどうなのかを尋ねたところ、学校でもそれは課題なのだとお聞きして、これは地域の課題なのだと思います。そのとき私の頭に、この課題をどうにかしたいと思っている地域の方の顔がいくつも浮かびました。あの方に相談したら何か力になってくださるのではないかと、地域福祉活動として地域で子どもを支える活動につなげられないかと思いました。“もし家の中に

パンとレタスとハムがあったら、それを挟んだらおいしいサンドイッチになって、それを子どもたちが自分で作る力がついて、食べることに興味を持ってできるようになったらいいね”という夢をスクールソーシャルワーカーさんと語るようになりました。親御さんがお仕事だったりご病気だったり子どもさんに教えることができなければ、そこは地域の頼りになる大人の力を借りられないだろうかということも思いつき、役員さんにご相談しました。

地域福祉ソーシャルワーカーと 社会福祉協議会

コミュニティソーシャルワーカー(略してCSW)とも言う。地域支援とともに個別の課題を抱えた人の支援にも着目し、個別支援を地域支援につなげる役割。地域により業務内容には差異がある。福岡市社会福祉協議会では、各区に1名(計7名)のCSWを配置するとともに、区社協では地域福祉活動を支援する職員を全小学校区に配置している。

実際に、野外食育活動をやろうということになり、1度のイベントではあったのですが、町内会長さんがPTAの方や子ども会の方にも声をかけてくださって、たくさんの方のご協力を得ました。まず、食に興味を持ってもらうために、外で飯ごう炊飯をして、できたご飯をビニール袋に入れ、振りかけを入れて、おにぎりを作りました。それをみんなで食べるとすごくおいしい。それから、“里芋をたわして洗ったら皮がむけるよ”“コンニャクも手でちぎって大丈夫だよ”ということをみんなで教えながら豚汁を作りました。みんなで作ることから楽しんで、食べる楽しさを子どもに味わってもらい、その中で地域の大人と触れ合うというような事業を地域活動として取り組むことのお手伝いをすることができました。本

当はご飯が出てくるようなおうちになれば子どもたちにとっても一番いいし、親御さんと話をしながら食べられればそれが一番いいのですが、親御さんが障がいをお持ちだったりするので、今すぐ変わるのには難しい。親御さんを変えるのは時間がかかるので、それを待っていたら子どもは大きくなってしまって、子どもに手をかけてあげなければいけない時間がどんどん過ぎてしまう。それだったら、そこを、かわりに育ててくれる地域の大人の人とつないでいきたいと思いました。「何かしたいね」「朝ご飯の支援をしたいね」という声も聞かれるようになり、地域の方の関心も高まっています。私もまた何かお手伝いできたらと思っています。

もう一つのご紹介したいエピソードは、ある母子世帯のことです。精神障がいがあるお母さんと、小さなお子さんのご家庭でした。お母さんはお薬を飲んでもうろうとして保育園に連れて行けないなど、養育も適切とは言えない状況でしたが、よく話を聞くと、実は、そのときお母さんが悩んでいたのは、地域との関係でした。「町内会長さんとは面識があつて、温かい人だなと感じているんだけど、自分も薬を飲んで寝てしまったりすることがあるので、日中、顔を合わせることがないから疎遠になってしまつて、お声かけをする機会がつかめない。」ということ。また、町内清掃に出ないと罰金がかかるという住民のルールがあるのですが、お母さんは町内清掃の日だということに気づかないまま欠席することがありました。本人が住む地区の組長さんはお母さんのご病気を存じなかったため、「また欠席してから」と罰金を取られ、お母さんは、何かいつも責められて、組長さんとの関係はあまりよくないようでした。私から町内会長さんに相談してもよいかと聞くと、お母さんも「お願いします」ということだったので、私から町内会長さんにお電話しました。

町内会長さんは精神障がいとか詳しい内容はご存じないですが、生活の中で何となく、大変そうだというのを把握していて、気に掛けられていました。昨年度の組長さんには、「多分事情があるから、そこは酌んでやってくれ」と説明されていたようで、それで昨年度の組長さんは少し理解があつて、彼女に優しく接して下さったそうです。今年度の組長さんにはその申し送りができず、ただ単にさぼって

休む人と見られていたようで、そこは誤解があるから、やんわりと今の組長さんに伝えましようと言ってくださいました。「町内清掃にも出たいけれども、ついうとうとしてしまつて出られないから、声をかけてくれれば参加したいそうですよ。」と言つたら、町内会長さんがそれを民生委員さんに言ってくださって、町内清掃の日に民生委員さんが毎回誘いに来てくださるようになりました。そして、お母さんが地域と交流したい気持ちを持っている方だということも伝えたと、町内会長さんが地域活動に誘ってくださいました。連れ出したところはグラウンドゴルフでした。高齢者の方が毎日顔を合わせることが安否確認にもなるし、つながりをつくるためにグラウンドゴルフを始めたのだと町内会長さんはいつもおっしゃっていましたが、そこにまさか30代のお母さんを連れ出されるとは、私も思っていませんでした。そのときに地域の力ってすごいなと思いました。そのお母さんは、皆さんがグラウンドゴルフを楽しまれる様子を木陰で見ながら、来ていたおばあちゃんたちとお話をして、場に溶け込んでいたというお話を聞いて、私も嬉しくなり区役所の子育て支援課の方に、「こういう地域での見守りがあつていいですよ。」というご連絡をしたのを覚えています。

社協として、子どもに関する地域活動支援の実績は少ないのですが、私たちの強みは、地域に入り込んでいて、地域の方と一番つながっている専門職であることだと自負しています。その中で、虐待は、個人情報でシビアな問題で、伝えにくいところもありますが、ワンクッション、地域とつながっている私たちから、「私も実は気にかけている人なんだけれども」というような、詳しくは話さないけれども、何らか見守ってほしいのだということを伝えると、地域の方にも自然に伝わっているような気がします。子育て支援の専門家の人たちと地域の方をつなぐ真ん中に立てる役割ができたらと思っています。

【荘保】 虐待にしても何にしても、加害した人が地域に残って、被害者がどこかに行かなければいけない現状ですが、それは子どもの最善の利益にはなりません。虐待を受け保護されても、子どもは親が大好きです。親しか頼る人がいないので、その親から離されることは、また見捨てられたと感じるのです。

だから、地域の中で「ここはご飯を食べるところ」「ここは寝るところ」というふうのでできたら、児童相談所の一時保護所も定員いっぱいにならなくていいし、みんなで育てていくということになると思います。こどもの里みたいに「遊び場」「逃げ場」「生活の場」三つが全部一緒でなくても、それらがばらばらに地域の中にあって一つのセットになり、子どもが地域から離れることなくみんなで見られるというのがいいなと思います。

■学校と地域福祉

【荘保】 1962年から1984年まで、釜ヶ崎に「あいりん小中学校」という不就学児のための学校がありました。戸籍や住民票がない子どもたちのための学校です。その学校には、既に1962年に日本でただ1人、スクールソーシャルワーカー（当時の呼称はスクールケースワーカー）が配置されていました。お父さんが仕事に行き、子どもたちだけで家にいて、下の子の面倒を見ている子がたくさんいましたので、その方は町を歩いて、学校に行っていない子どもたちに声をかけて、家について行って、親と話をしていました。そして、いろいろな方や学校につないだり、一緒に役所に行き、住民票を作ったりしました。

その学校では、お父さんが飯場に行っていて、食事をしていなかった子どもが朝礼で倒れたのをきっかけに、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校で食の保障をしようと動かれ、教育委員会を説得して、学校で朝食が出るようになりました。また、その学校にはお風呂があって先生と一緒に風呂に入ったり、地域の散髪屋が来て散髪をしたりしていました。

実は今、イギリスの学校では、子どもの貧困をなくそうということで朝食を出しています。ご飯をつくらない親、そして、忙しい親に何とか子どもと一緒に学校でご飯を食べてもらおうということで、学校に福祉の役割をつけるようになっていきます。

【古賀】 城香中学校では、検疫後に廃棄されるバナナを、週に1度NPOからいただいて学校で生徒に提供しています。食育の一環として、また、ご飯を食べてい

ない子どもたちもいるので、一石二鳥だと思い、活用させていただいています。朝練をしてお腹がすいたという子どもや、家に食事が用意されていないという家庭もあります。朝食を食べた子ども、食べていない子ども、みんなで楽しくバナナを食べようと呼びかけています。

また、小学校では、学校にずっと同じものを着て来る子の衣服を先生たちが学校で洗濯したり、夏はシャワーを浴びさせたり、先生たちが親がわりをしています。

福岡市は一つの小学校区に一つの公民館があるので、小学校と公民館が非常に連携しやすく、丁寧に子どもたちを見ていただけと思っています。今、どこの地域も子ども会が成立しないという状態になっていますが、ある地域では、自治協が子ども会を主催して、子ども対象の事業を始めました。子どもは社会で、地域で育てるぞという、ものすごく意欲のある地域だと思っています。

また、地域のスポーツ応援団が、中体連の応援に来て下さいました。子どもたちは、照れくさいから「何しに来たか」と言っていました。実はものすごく喜んでいました。終わった後も地域の方たちが「あの試合よかったね」と声をかけてくれたことが、子どもたちにとってはどんなに勇気になったかわからないです。そういった活動を続けていただきたいなと思っています。

■「家のことは家ですべき」から、「子どもの権利」の視点へ

【馬男木】 食事の世話などは、本当は家でできればベストです。家で親が世話をすべきだと思われるかもしれませんが、中にはそれが難しい、家の力だけでは難しいところがあるというのが現実です。折に触れ、地域住民に、実はそういう難しい家庭が身近にあるということをお伝えてしていくことが必要なと思います。親が変わるのを待っていたら時間がありません。

【荘保】 子どもがほったらかしにされていることは、子どもの権利が擁護されていないということだという意識を大人が持つべきだと思います。子どもは既に人間なので、成長を待っていたらだめです。成長を待つのではなく、既に困っているわけだから、彼は彼として、彼女は彼女として、ちゃんと権利の擁護をする。また、大人は大人の権利があります。お母さんができないのは、お母さんの生い立ちや事情があるだろうから、大人は大人として関わってそこを保障しなければいけません。これが子ども権利条約です。

■最後にひとこと

【大和】 私は行政の立場ですので、市民の皆さんに

児童虐待を知ってもらって、児童虐待を見たり聞いたり、疑いがあれば、こども総合相談センター（えがお館）、「189」（児童相談所全国共通ダイヤル）であったり、最寄りの区役所の子育て支援課にご連絡をいただきたいと思っています。また、地域や校区で抱えきれない問題がある場合も、区役所にご相談いただければと思います。

【古賀】 どの学校も、必ず荒れた子どもたち、非行に走った子どもたちはいます。小さいときに背負わされたいろいろな背景が必ずあります。ただ、小さいときから地域の方たちが声をかけて、挨拶して、関わってくださったら、たとえ中学校のときに大荒れに荒れたとしても、大人になったときに、必ず立派に地域に貢献してくれるような人になってくれると思います。それを信じて、ぜひ関わり続けていただきたいなと思っています。

【馬男木】 私は地域福祉の専門職ですが、私たちが解決策を持っているのではなく、解決のヒントは地域の方からいつも教えていただいています。子どもの問題に関しても、私はきっと一番の解決策は地域にあるような気がしています。

コーディネーター 藤林 武史氏

（福岡市こども未来局理事）



荘保さんのお話からは、児童福祉の根本、子どもの権利擁護のあり方を改めて問い直されたような気がします。西成区あいりん地区での1977年から約40年間の長く深い歴史の中から、我々福岡市が何を学んでいくのか、非常に多くのことを考えさせていただくことができたと思います。荘保さんから本当に力強いパワー、エールをいただきました。

大和さんのお話からは、担当するケースが多く、児童相談所のケースワーカーだけでは到底手が回らない状況の中で、一人の弁護士さん、一人の職員が長く寄り添っていくということが、子どものその

「孤食」の問題は子どもも高齢者も一緒です。対象者を分けるのではなく、一気に解決できないかなと思っています。簡単なおにぎりや味噌汁でもいいから地域でご飯を食べられて、勉強も大人から教えてもらって、家ですべき家庭のイメージを地域でできるような、朝カフェとかができたらというのが私の夢です。

【荘保】 二十歳までの子どもたちの死因の第1位は、自死です。今、子どもたちが1日に3.6人自死により亡くなっています。虐待死は6日に1人です。これぐらい子どもたちはすごい生活を送っているというか、しんどい思いをして生きているのだということ、いつも心にためています。

残念ながら、私が40年間活動してきた中で、3人自死した子がいます。電線を体に巻いて死んでしまった子、海に飛び込んだ子。ずっと一緒に育ってきたのに、自死させてしまいました。自己を尊重できない、いてもしょうがないと…。絶対に生まれてきて意味があるから、生まれてきてよかったと思って、生きてほしいと思っています。どうぞ皆さん一緒に頑張りましょう。今日はお力をいただきました。ありがとうございました。

後の自立につながっていったことを思い出しました。現在、大和さんは、子どもを支えるネットワークを区役所の中でオーガナイズしていく立場として、今日の発表に至ったのだと思いました。

古賀先生の話からは、改めて学校というのは学ぶ場所だけではない、子どもにとっての居場所、逃げ場所、生活の場なのだと思います。最後に言われた斜めの関係についてですが、多くの子どもが経験する大人との関係は先生と親だけです。しかし、子どもが育っていくためには、確かに地域の大人との斜めの関係も大事なことだと思います。

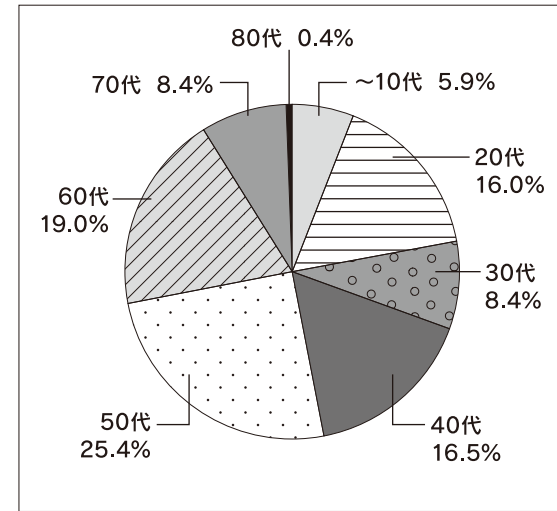
馬男木さんのお話からは、関係性の貧困を地域福祉が紡いでいくという、非常に基本的なソーシャルワークのあり方に気づかされました。子どもの貧困がなかなか見えにくいという現状の中で、待てられない子どもの現状を社会全体が理解しながら、目の前にいる子どもにできることを進めていくことが大事だと感じました。

今日の話、皆様方も地域に戻って、ぜひ多くの方と語り合ってくださいと思います。

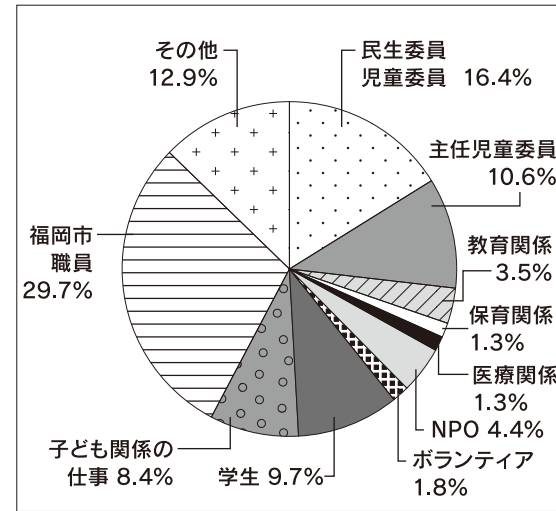
参加者アンケート

■ アンケート回答者数 238名

参加者年代(回答者 237名)



参加者職種(回答者 226人)



～アンケート 自由記述欄から～

- 「子育ては親の責任で」との考えが時代と共に変わってきている。地域の力をひき出さねばと思う。(民生委員・児童委員)
- 私達の知らない所で、心の病気や傷を持っている子どもや親がたくさんいることが分かった。(学生)
- 子どもの居場所は家庭の中だけでなく、学校、地域、どこでもなりうるということを考えさせられた。そのために我々ができることを考えていきたい。(福岡市職員)
- 何より地域とのつながり。排除するのではなく、自分にできる事が何かあるのではと「考える」ことが、まず小さな一歩ではと思う。(子ども関係の仕事)
- すべてを個人の家庭の責任にしないこと。個々のエンパワメントと地域のエンパワメントも必要だと思った。(NPO)
- 子どもの居場所を作ってあげるのは大人、また地域の方々だと思う。勇気を出して言葉をかけ、優しい1人の大人になれたらよいと思います。(民生委員・児童委員)
- 私の子どもが赤ちゃんの時代、どこに助けを求めたらよいか分からなかった。今日お話を聞いて社会福祉協議会や民生委員さんを頼ったらよかったと思った。(主婦)
- 学校だけではなく、地域の方たちが日常から関わることが大切。何かあってからではなく、何もなくても関わっていれば、何かあった時にも、すぐに情報が入るのではないかと考えます。(教育関係)
- 荘保さんの、できることをすぐ実行に移していく行動力に感動しました。心配な子どもを見てどうしようかと悩まず、できることをとにかくやってみたいと思う。(NPO)
- 虐待に関わる仕事をしていると、子どもを守るという視点になるが、荘保さんの話を聞き、子どもの力を信じ、成長に期待し、それを支援することの大切さを学んだ気がします。(福岡市職員)

「虐待死ゼロのまち」をめざして 私たちに何ができるか、話し合い、行動しましょう。

虐待による子どもの死亡事件があとを絶ちません。
こんな悲しいまちにしないために、私たちに何ができるか、考えましょう。

想像してみましょう。
抱きしめてもらいたい母親に、突き放された、その子の悲しみ。
ほほえんでもらいたい父親に、置き去りにされた、その子の恐怖を。

耳を傾けてみましょう。
死んでしまったその子が、命をかけて訴えたかったこと。
短い生涯を終えなければならなかった、その子の無念に。

思い出してみましょう。
泣きやまぬわが子に、思わずイライラした、あの日。
涙によごれて眠ってしまった顔に、胸しめつけられた夜のことを。

思い出してみましょう
わが子の誕生に感動して、涙したあの日。
つらいときに私たちの心を癒してくれた、あの笑顔を。

私たちに何ができるか、話し合いましょう。
そして、立ち上がり、できることから行動しましょう。
市民も行政も、地域も企業も、そしてメディアも。

あらゆる人に呼びかけます。
「虐待死ゼロのまちをめざすネットワーク」に、どうぞあなたも参加してください。

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

子どもが虐待で死ぬときは、子どもも親もが社会から見捨てられている。
そこで子どもは、頼る人もなく、過酷な生活に耐え、力尽きて孤独に命を閉じる。

前 日本子どもの虐待防止学会会長 小林美智子